

令和6年第2回中山町議会定例会会議録

令和6年3月4日中山町議会定例会を、中山町役場大会議室で開催した。
出席した議員は次のとおり

1 番	佐 東 幸 治	2 番	須 貝 勝 司
3 番	田 宮 昌 幸	4 番	寿 田 慎 二
5 番	斎 藤 眞 一	6 番	鈴 木 徹 雄
7 番	渡 辺 博 文	8 番	村 山 隆
9 番	渡 邊 史	10 番	鎌 上 徹

地方自治法第121条の規定により、説明のために出席した者は次のとおり

町 長	佐 藤 俊 晴	副 町 長	秋 葉 秀 出 男
総務広報課長	黒 沼 里 香	総合政策課長	神 保 勝 也
住民税務課長	高 橋 孝 広	健康福祉課長	渡 辺 美 喜
産業振興課長(兼)農業委員会事務局長	井 上 栄 司	建設課長	佐 藤 隆 一
教 育 長	浦 山 健 一	教 育 課 長	栗 原 純

職務のために出席した者は次のとおり

議会事務局長	高 橋 昌 一	議会事務局書記	武 田 明 久
議会事務局書記	石 川 里 佳		

会議に付した事件は次のとおり

会議録署名議員の指名について

会期の決定について

一般質問

本日の議事日程は次のとおり

(別紙 議事日程第1号のとおり)

会議の経過

議長（鎌上徹君） おはようございます。

今日は、10名が出席しており、定足数に達しておりますので、ただいまから、令和6年第2回中山町議会定例会を開会いたします。

(午前10時03分)

議長 これから、本日の会議を開きます。

最初に、佐藤町長より発言の申し出がありますので、これを許可します。

町長（佐藤俊晴君） おはようございます。

先ほども黙禱をしていただきましたけども、ことし初め、1月1日に起きた能登半島の地震によりまして、被災を受けられた方、お見舞いを申し上げたいと思います。また、亡くなられた方にお悔やみを申し上げたいと思っております。

そういうふうな災害にある中、我が町でも、いつなんどきそういった災害が起きるかわからないというふうなことでございますけども、そういうふうな中でも、最上川水系、石子沢川等の特定都市河川に指定を受けたということに対しまして、報告を申し上げたいと思います。

本件につきましては、昨年12月8日開催の治山・治水特別委員会にてご同意いただくとともに、国土交通省において、所定の手続きが進められてまいりましたが、あす3月5日に国土交通大臣から指定される運びとなりました。振り返りますと、令和2年7月豪雨による大規模な内水被害発生後、国と県との勉強会を重ねるとともに、議会の皆様からも、この特定都市河川制度に対するご理解をいただいた結果であり、深く感謝を申し上げるところでございます。今後は、新年度早々にも開催が予定される流域水害対策協議会において、河川管理者である国と山形県とともに、浸水被害対策を協議していくこととなりますが、町といたしましては厳しい実情を強く訴えながら、また、議会の皆様と随時情報を共有し、ご意見をお聞きしながら、あらゆる提案をしてまいりたいと存じますので、引き続きご協力を賜りますよう、お願いを申し上げます。以上、報告でございます。

議長 次に、諸般の報告として、議員の自治功労者表彰について報告いたします。

鈴木徹雄さんが、議員在職２３年以上の自治功労者として、去る２月１５日に、山形県町村議会議長会の表彰を受けられました。

誠に、おめでとうございます。

次に、議員派遣に関する報告を行います。

令和５年３月１０日の議決並びに議長決定により、地方自治法第１００条第１３項及び中山町議会会議規則第１２５条第１項の規定に基づき実施しました「議員派遣の件に関する報告」は、お手元に配付しております別紙のとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

日程第１、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２３条の規定によって、３番田宮昌幸さん及び４番野田慎二さんを指名いたします。

日程第２、「会期の決定について」を議題といたします。

本件について、議会運営委員会委員長の報告を求めます。須貝委員長。

２番（須貝勝司君） 皆さん、おはようございます。

去る２月２２日に開催いたしました議会運営委員会の結果をご報告申し上げます。

本定例会の会期は、３月４日から１３日までの１０日間といたしました。

日程につきましては、既に配付しております日程表のとおり、第１日目の本日は、一般質問を行います。

一般質問の時間などにつきましては、議会運用基準のとおり、答弁、再質問等を含めて全部で一人４０分であります。

２日目は、議第４号から議第９号までの議案につきましては、各件ごとに提案理由の説明、質疑、討論、採決の順で行います。

次に、議第１０号から議第１４号までの令和６年度予算につきましては、一括して議題とし、提案理由の説明のみを行います。

次に、議第１５号から議第２１号までの議案につきましては、各件ごとに提案理由の説明、質疑、討論、採決の順で行います。

次に、議第２２号及び議第２３号は、一括して議題とし、提案理由の説明、質疑のあと、各件ごとに討論、採決の順で行います。

次に、議第２４号の議案につきましては、提案理由の説明、質疑、討論、採決の順で行います。

なお、６日から１２日までは議案調査のため休会といたしますが、６日水曜日から１１日までは全員協議会を開催していただき、令和６年度予算について、各課ごとに説明及び質疑をしていただきます。

最終日の13日は、議第10号の令和6年度中山町一般会計予算の質疑について、歳入全体の質疑ののちに、歳出は各款ごとに順を追って行い、最後に総括質疑を行い、討論、採決の順で行います。

次に、議第11号から議第13号までの令和6年度各特別会計予算の質疑について、各件ごとに歳入・歳出に大別して行ったのち、各件ごとに討論、採決の順で行います。

次に、議第14号の令和6年度下水道事業会計予算の質疑について、収益的収入・支出と、資本的収入・支出に大別して行ったのち、各件ごとに討論、採決の順で行います。

最後に、議員派遣について審議していただき、本定例会の全日程を終了いたします。

なお、出席要求につきましては、課長職以上に要求しております。

傍聴人につきましては、30人に制限いたしました。

定例会最終日の13日の本会議終了後に全員協議会を開催していただきます。以上が、議会運営委員会で協議された結果でありますので、よろしくご協力くださいますようお願いを申し上げます。

議長 お諮りします。ただいま、委員長から報告がありましたとおり、本定例会の会期は、本日から13日までの10日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から13日までの10日間に決定しました。

なお、本定例会より録画配信することが決まっておりますので、よろしくお願いいたします。

日程第3、「一般質問」を行います。

順番に発言を許します。1番佐東幸治さん。

1番(佐東幸治君) おはようございます。

冒頭、黙禱がありましたけれども、東日本大震災、そして正月の能登半島の地震と、そのほか全国で災害に被害に遭われている、そして、お亡くなりになった皆さん方にお悔やみを申し上げ、被災された皆さん方にお見舞いを申し上げます。

それでは、早速一般質問に入りたいと思います。通告しております「中山町の中学校部活動移行について」質問いたします。

令和4年12月に、スポーツ庁・文化庁から出されました、中学校の部活動の在り方に関する総合的なガイドラインによると、学校部活動の適正な運営や、効率的・効果的な活動のあり方とともに、新たな地域クラブの活動を整備する

ために必要な対応について、国の考え方が提示されております。

地域の子どもたちは、学校を含めた、地域で育てるという意識のもと、地域のスポーツ・文化資源を最大限に活用し、生徒のニーズに応じて多様な豊かな活動を実現する。また、生徒のみならず、地域住民にとっても、よりよいスポーツ・文化芸術の環境整備を行い、スポーツ・文化芸術によるまちづくりを進めるとあり、まずは休日における地域の環境の整備を着実に推進し、平日の環境整備はできるところから取り組み、令和5年度から令和7年度の3年間にわたりまして改革の推進期間とし、地域連携・地域移行に取り組みつつ、地域の実情に応じて可能な限り早期に実現するとあります。中山町の現状とあり方についてご質問いたします。

1番目に、当町において、休日の部活動移行はどの程度進んでいるのか。

2番目に、部活動地域移行の課題に、主に次の課題が挙げられます。①地域における受け皿の整備、②指導の質、量の確保、③活動施設の確保、④大会のあり方、⑤費用負担のあり方などが検討事項にあります。これらを進める上で、主体となる団体はどこなのかと。

3番目、文化部の受け皿はあるのかと。

4番目、当町での、今後の会議の計画、タイムスケジュールはどのようになっているのか、ご質問いたします。

教育長（浦山健一君） 「中学校の部活動地域移行について」お答え申し上げます。

学校部活動については、学習指導要領において教育課程外の活動と規定されておりますが、教科学習とは異なる集団での活動を通じた人間形成の機会や、多様な生徒が活躍できる場であるなど、教育上意義のある活動でもあります。

一方、部活動は、休日を含む教員の長時間勤務の要因となっており、指導経験のない教員による指導負担とあわせ、教員の働き方改革を推進する上で課題となっております。

また、全国的に中学校生徒数の減少が加速化するなど、深刻な少子化の進行により、さまざまな課題等が指摘されるようになってきており、生徒にとって望ましい指導を受けられない状況が生じております。

平成30年にスポーツ庁が部活動の在り方に関する総合的なガイドラインを策定して以降、中央教育審議会や国会から、学校における働き方改革などの観点を含め、部活動を学校単位から地域単位の取り組みとするべきことが指摘され、令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図ることとし、具体的な方策を盛り込んだ、学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインについてが令和4年12月に示されたところであります。

以上を踏まえ、当町の状況についてお答え申し上げます。

1点目、休日の部活動地域移行はどの程度進んでいるかにつきましては、部活動改革が生徒にとって望ましい環境の構築と学校の働き方改革の両立したものとなるよう、スポーツ・文化関係者からなる地域部活動検討委員会を令和4年度に設置し、検討を進めているところです。

令和4年度においては、休日の部活動の地域連携や地域クラブ活動移行について、町内のスポーツ及び芸術文化分野の関係者が一堂に会した研修会を開催し、理解を深めるところから始めました。

その後、地域部活動検討委員会を立ち上げ、当時の中学1、2年生及び小学校6年生を対象とした意識調査を実施し、その結果を踏まえつつ、当町において部活動改革を進める上での課題を抽出し、関係者間で情報共有を図りました。

検討委員会では、単純に部活動ごとの受け入れ団体を地域において整備していくものではなく、生徒が休日において、自身が所属している部活動の種目に関わらず、休日はスポーツまたは芸術文化活動ができ、もしくは休むことを選択できる環境を目指すべきものであること、また、この趣旨に沿って受け入れ態勢が整った団体から、生徒の休日活動の受け入れを実施していく方向で進めて行くことが確認されました。

令和5年度は、生徒の休日活動の受け入れが可能な団体を抽出し、現場レベルでの課題等を抽出していこうと事業を進めてきたところです。

受け入れ団体は、部活の種目に焦点を当てたところ、スポーツ少年団やスポーツ協会専門部が候補に挙がり、各スポーツ団体に対し生徒受け入れのための意向確認や、実施する際の課題についてアンケートを実施しました。

集計したところ、テスト実施とは言え、受け入れを実施していく上での課題が多かったことから、その整備がついた段階から受け入れを実施していくこととなりました。

また、中学校では、部活動では休日に練習試合を組んでいることや、休日の大会に教員が引率していることなどがあり、部活動の顧問の先生に対しヒアリングを実施し、競技種目によって調整が必要なところは部活動の顧問の先生とスポーツ団体代表者との意見交換会等を実施するなどしながら、地域と学校との連携に向けた課題整理を行ってまいりました。

また、本年度は、学校部活動の地域移行に係る調査業務委託事業として、運動部に関しては、一つの競技に絞られずさまざまな運動を行うことで、どの競技にも必要な運動能力を高めることができるクロストレーニング教室、文化部に関しては、プロのピアニストによる音楽に関するオンライン講座を開催いたしました。

これらは、国の実証実験の委託事業として実施したものであり、今後、課題を整理した上で来年度の事業実施につなげていこうと調整しているところです。

2 点目のご質問、①地域における受け皿の整備、②指導者の質及び量の確保、③活動施設の確保、④大会のあり方、⑤費用負担のあり方、これらを進める上で、主体となる団体はどこかについてですが、町としても同様に課題として認識しているところであり、④大会のあり方は別として、これらを進めていく上で主体となるのは当面、町であると考えております。

将来的に、学校と地域が連携し、地域クラブ活動が活発に展開されたあかつきには、主体となる団体についての検討がされるものと考えております。

3 点目、文化部の受け皿はあるのかとのご質問ですが、令和 5 年度における中山中学校の部活動は吹奏楽部、美術部、科学部の 3 部であり、地域における受け入れ団体については具体的な団体はございませんでした。文化部は運動部とは異なる課題があることから、現在も検討をしているところです。

4 点目、当町での、今後の会議計画やタイムスケジュールは、どうなっているのかにつきましては、町では今後、地域における受け入れ団体との調整が整った部活動から、休日における地域の活動を実施してまいります。令和 8 年度までに地域への移行を実施したいという考えであります。

しかしながら、各種課題に対して一つずつ取り組みながら、生徒にとってよりよい環境を整えていくものですので、検討委員会を適宜開催し、皆様からのご意見を賜りながら進めてまいりたいと考えているところです。以上であります。

1 番（佐東幸治君） 部活動の歴史を見ますと、戦後になりますか、戦後、スポーツ文化を担当する部署は、欧米諸国ですと地域になったわけですがけれども、日本の場合は文部省、当時の文部省、いわゆる学校が負担するとなりました。そして教育関係者の皆さんの頑張りによって、国民のスポーツ文化の意識と技術向上が図られ、これは国にとっても大きな成果と私は認識しております。

しかし、ここに来て、少子化などの影響によりまして、部活動制度の維持が困難になりつつあり、その結果、地域との連携を図るということは当然の流れかなというふうに思っております。このことは、よく言われますけれども、自動車のEV化と似ておるのかなというふうに思っております。過渡期の今現在ですと、ハイブリッド車が多く選ばれておりますが、いわゆる環境や整備インフラなどの整備が整った将来は、私はEVのほうが多く占めるのかなというふうに思っております。部活動の場合も学校と地域と一緒に協力してハイブリッド化しているというふうに思っております。その切り替えがスムーズに行くことが、いわゆる町、いわゆる教育課の役割ではないでしょうかと思っております。現在は、休日の部活動移行というふうなことを進めておりますけれども、将来的に地域の受け皿が整ったあかつきには、平日の部活動地域移行というものを考えておられるのか、計画しておられるのか、お伺いします。

教育課長（栗原純君） 国の指針におきましても、当面、休日の地域移行を整備しながら、その先には平日についても地域に移行できるような環境整備が必要ではないかというふうなことの指針が示されておりますので、町としても、休日部活動の地域移行、完了したその後にはですね、平日についてもさまざまな検討を重ねながら、地域に移行するための課題等を整備していく必要があると認識しているところでございます。以上でございます。

1 番（佐東幸治君） その場合、地域のほうで部活動というものを移行するということが受け皿としてまだ整ってない状態ですので、その辺は教育課としてしっかり進めていっていただきたいと思います。

次に、部活動の地域移行ということで、地域部活動という言葉を使いますが、部活動という言葉になぜこだわるのかということをごく不思議に思っております。地域主体で責任も任せる意味だと思えますけれども、であるのであれば、地域活動でよいのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

教育課長（栗原純君） ご指摘のとおり、地域の活動であるからには、その責任、実施主体であります地域に帰せられるべき活動となりますので、その名称としては部活動というふうな呼び方が適さないのかなというふうなことで考えております。部活動というふうな表現で表しますと、やはり学校活動の一環というふうなことになりますので、部活動とカタカナで表記したり、あるいは地域活動、地域クラブ活動などといった表記にしたいというふうな流れがございますので、現在、町教育委員会で開催しております、地域部活動検討委員会の呼称につきましても、年度替え、来年度を目途に検討委員会の名称なども、より誤解のないような表記に改められればなどというふうに考えているところでございます。以上です。

1 番（佐東幸治君） 地域活動にお任せするというのであれば、現在ですと、中体連など大会が終わった後は3年生が引退するというふうな形をとっておりますけれども、地域活動になった場合、3年生も活動できるというふうに受け止めてよろしいでしょうか。

教育課長（栗原純君） はい、3年生においても、任意制とはなりますが、地域の活動に参加いただくのは構わない、制限するものではないというふうに考えております。

1 番（佐東幸治君） スポーツ、運動活動についてなんですけれども、指導者の指導資格などには、求めるもの、町として求めていくもののでしょうか。

教育課長（栗原純君） 具体的に指導者の指導資格については、競技団体が定めるこういったこれこれの資格を有することを求めますというふうな状況では現在整備されておりませんので、実情に応じて適する資格どういうものがあって、こういう資格を持ってもらいたいなんていうふうなところを整理しながら、しかも

今、指導現場では全国的に問題になっている指導者によるパワハラ、スポハラなどの防止に向けて、指導者の資質向上を図る手立てを町としても取り組んでいかなければいけないというふうな認識でいるところでございます。以上です。

1 番（佐東幸治君） スポーツ文化の向上を目指すということであれば、やはり指導者の資質というのは上げなければいけないというふうに思っております。中学生くらいになると女生徒の担当であれば、生理のその情報などもしっかり持っていないければ指導できないのかなというふうに思っております。競技資格というものは、なぜそこにこだわるかと言いますと、例えば主体的に指導する人と補助的に指導する人というもので、やはり報酬の違いなどが出てくるのかなというふうに思っていますけども、資格あるなしで、その費用の負担の報酬というものが変わってくるのかお伺いします。

教育課長（栗原純君） 主体的な指導者と、それを補助する指導者というふうなことで、おのずと報酬体系も変わってくるのかなというふうなところではありますが、現在、教育委員会として各スポーツ団体に対して一律の報酬を定めるような段階にはきておりませんので、今後、そういった情報を整理しながら適宜検討してまいりたいと思います。

1 番（佐東幸治君） 今回の部活動移行というものを機会にですね、中山町のキャッチフレーズでもあります、スポーツとフルーツの町、伸びゆく町、なかやまというものがありますので、町独自ですね、スポーツ文化の教育課のほうで方針をこう示してほしいなというふうに思っていたところでもあります。これは私個人の考えでありますけれども、スポーツは、文化活動もそうなんですけども、生活の一部であって、そこに、ある時期一生懸命なっているというのは、あるかもしれませぬけども、それスポーツ漬けとか勉強漬けになることが、すごく私は違和感を感じているところでもあります。正しい知識を身につけて、質の高い活動を行うということがすごく重要なのかなというふうに思っております。

スポーツ関係ですと心拍数だけを見ても、200を最高にしますと大体8割9割で活動することが効果的と言われてはいますけども、ぎりぎり200マックスでやるというのは非常に危険だ、けがもしやすいということで、若干落とした形で、瞬間的に200にいったとしても、なかなかそこを維持するということはすごく難しいなというふうに思っています。しかしながら、日本のそのスポーツ活動、練習などを見ますと、もうマックス200としても150くらいまでしかいかない。いわゆる質が悪い練習しているなど。のんびんだらりとだらだらというような、時間にかぎっても、その3時間もやっているような、そういう練習の仕方はちょっとまずいのかなというふうに思っています。小学生であれば1時間半くらい、中学生であれば2時間くらいが私は適当だと思いますけども、そちらのほうはどうでしょうか。

教育課長（栗原純君） おっしゃるとおり、あまり集中した過度の鍛錬を強いることについては、けがの原因ともなりますので、適当な指導方法があると考えております。また、練習時間についても、やはり適正な時間というのが、おのずとあると存じますので、そちらについてはちょっと私、今、詳しい知見有しておりませんが、スポーツ関係者の指導などを得ながら、適宜設定できるようなことで教育委員会としても示していければと考えております。

1 番（佐東幸治君） 成績だけを求めるというやり方というのは、私は二流三流の指導者だと思っております。どういうことが一流の指導者なのかということを考えながら、皆さんで議論しながら、中山方式というものをつくっていきたくて私は考えておりますけども、その辺、どうでしょうか。

教育課長（栗原純君） 部活動におきましても、各種大会、中体連、新人戦ございますけれども、勝利至上主義からの脱却なんていうふうなところも注目されておりますので、そういった視点も交えながら、勝つことだけを目的とするというふうなことではなく、身体の鍛錬、あるいは、仲間とともに活動しながら、学生時代の思い出を培うと、そういった絆の教育などをしていきたくてというふうに考えておりますが、そういったところを通して、中山モデルとなるようなところについて、皆様のご助言いただきながら、構築できればと考えているところでございます。

1 番（佐東幸治君） 大変、力強い言葉だと思っています。中山モデルというものをこれからつくって本当にいきたくて、私も思っております。そのためにも、皆さん方、同じ土俵に立って議論することが非常に重要なのかなというふうに思っているところであります。成績、上に目指すということが悪いことではないですし、また、スポーツ、文化活動、みんながやるということ強制させるということではないわけですけども、皆さんでそういったものが生活の一部として、やりながら、しかしながら、みんながすごく本当に人格形成、人間として立派な子どもたちがすくすく成長していただければなというふうに思っております。

また、今後なんですけども、少子化の影響によりまして、できない団体です。チームスポーツなどはできない団体があると思っておりますけども、お互いお互い、行政をまたいで、そしてチームづくりというものをしていかなければいけないなというふうに思っているところでありますけども、その場合ですね、施設の使用料などの改定なども必要なのかなというふうに思っています。本当に、町のね、スポーツ施設というものをもっともっと私は充実してほしいなというふうに思っているんですけども、それを町がやるっていうわけではなくて、やはり受益者の方にもそれを負担してもらおう。ですと、豊かな人たちだけがそれをやるということではなくて、各団体に対しては、町のほうで補助をしっかりと出し、そして、町外から来る人たちには、もう少し高い料金で使用してもらおうと

いうふうな形で、施設の環境の充実を図っていただきたいなと思いますけども、その使用料の改定などはいかがでしょうか。

教育課長（栗原純君） 部活動を地域の方にも協力いただきながら担っていただくというふうな方法を検討する中で、やはり、町の社会体育施設の使用料金のあり方についても課題というふうに捉えております。やはり、町内の方々には減免などを通して利用しやすい環境を整備するとともに、それ以外の町外の方についても、適正な、あるいは値上げの検討なども含めて、適正な利用者負担をお願いするなんていうふうなことも、今後検討していかなければいけないというふうに承知しているところでございます。

1 番（佐東幸治君） ありがとうございます。今後いろいろな課題がありますけども皆さんで話し合いながらやっていきたいなというふうに思っておるところであります。まだまだ指導者の人たち、一生懸命頑張ってるんですけども、昔ながらのやり方というものが定着しているような状況でありますので、もう少し、もう一步、高いレベルにいていただければ、すごく助かるなというふうに、子どもたちも健全育成がなるのかなというふうに思っていますので、そういったところを目標に、それを全部束ねていただけるのは、やはり教育委員会であり、教育課の仕事なのかなというふうに思っておりますので、今後協力していきたいと思いますので、皆さんで頑張っていかなければいけないというふうに思っております。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長 4 番 夔田慎二さん。

4 番（夔田慎二君） 4 番 夔田慎二でございます。私からは避難所のあり方について 4 点質問させていただきます。

令和 6 年元旦に発生した能登半島地震では、大きな被害が発生し、町としても復旧復興に協力するとともに、改めて浮き彫りになった課題に対して考えていく必要があると思います。

中山町の地域防災計画では、山形盆地断層帯地震の被害想定として、震度 6 強から 7 の地震により、全半壊合わせて約 1, 7 0 0 棟の建物被害、1, 2 0 0 人以上の避難所生活者を想定しており、これまでの災害から考えられる課題について、お伺いします。

1 点目、東日本大震災をはじめ、今回の能登半島地震や平成 2 8 年に発生した熊本地震では、新型コロナウイルス感染症のほか、余震や避難所の環境等から、車での車中泊避難や指定避難所以外で避難生活をされた方も多くいらっしゃいました。しかし、避難所で生活された方と同様に食事がつくれない、物資がないにも関わらず、避難所に避難していないという理由で物資が受け取れないということが起こり続けています。

原因として考えられているのが、地域防災計画の内容です。

中山町の地域防災計画でも、避難所運営の開設初期に必要な措置の中で、避難所以外で生活している被災者への配慮として、町は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食品等、必要な物資の配布、保健師等による巡回保健相談の実施等、保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めるとされており、避難所への避難者と差があるように感じられます。

努めるというような、曖昧な表現ではなく、避難所以外で生活している被災者についても同様に対応するというような表現に変更できないでしょうか。

また、避難所以外で生活される方には情報が届きにくいというような問題も指摘されているため、指定避難所は避難生活をする場所だけでなく、被災者支援の拠点というような位置づけにすることはできないでしょうか。

2点目、指定避難所以外の地区公民館などに自主的な避難所が開設され、一定期間避難生活をする場所となった場合に、指定避難所との格差が指摘されています。中山町では、町からの支援や運営経費の負担について取り組みなどはあるのでしょうか。

3点目、被災の状況にもよると思いますが、垂直避難施設や県野球場など、広い駐車場に車中泊避難者が多く集まるのではないかと予想されますが、車中泊避難者への対応策などは検討されているのでしょうか。

また、車中泊避難所というような位置づけにすることも考えられますが、いかがでしょうか。

4点目、最優先で保護されるべき乳幼児への支援体制が整っていないところも多いと聞いていますが、中山町では備蓄や避難体制についてはどうなっているのでしょうか。以上4点についてお伺いいたします。

町長（佐藤俊晴君） 「避難所のあり方について」お答え申し上げます。

このたびの能登半島地震につきましては、あらためて被災された皆様にお見舞いを申し上げたいと思っております。

また、その壊滅的な被害や、復旧・復興が困難な状況、冬季の避難生活の厳しさなどが、日々明らかになるにつれ、多くの防災上の課題を、日本中の自治体が突きつけられたと感じております。

ご質問いただきました避難所のあり方につきましては、壊滅的な被害を想定し直し、抜本的に見直さなければならないと考えております。

1点目の避難所以外で生活している被災者への配慮につきまして、お答え申し上げます。

現在、地域防災計画では、災害による家屋の倒壊、焼失等で被害を受けた者、または被害を受ける恐れのある者を学校、公民館等、既存の建物内に収容し、

保護するための施設として、各学校、総合体育館や中央公民館を指定避難所として指定しております。

原則的に滞在を必要とする避難は、指定避難所となりますが、その前段階として、指定避難所へ組織的に避難する場合の集合場所として、地区公民館などを一時避難所としております。

しかしながら、このたびの能登半島地震の状況でわかりますとおり、災害の規模に応じて、長期的に避難生活を送る場所が、指定避難所のほかに地区公民館等や複数の世帯が集まった場所、寝起きには問題がないが水道等のインフラが機能していない住宅などにも生じております。

このため、限られた人的資源の中での対応となるため、支援のスピードや量的に差が生じており、定まった形での避難生活の運営・支援は非常に難しいことをあらためて認識しているところでございます。

このような大規模な災害の場合、避難生活は指定避難所を基本とし、臨時的な避難生活の場所への、備蓄拠点からの物資や町からのサービスは、地区や自主防災組織で運営される地区公民館等の避難所に供給し、その先の小さな避難生活の場所へは、地区や自主防災組織による供給をお願いしたいと考えております。

つまり、地区公民館等の避難所に結節点、いわゆるハブ機能を持っていただき、支援拠点から小さな避難生活の場所までのネットワークを構築するものとなります。

このようなことから、ご質問いただきました避難所以外で生活している被災者への配慮につきましては、当然のことながら、指定避難所と同様の支援を行うものではありませんが、スピードや量的な差を解消することは、現実的に難しいことから、臨機応変に、かつ、限られた人的資源で最大効率的に支援するため、生活環境の確保が図られるように努めると表現しているものでございます。

なお、指定避難所は被災者支援の拠点を兼ねるものと考えております。

2点目の地区公民館などの避難所の町からの支援や運営経費の負担につきましては、現在、町が一時避難所としている地区公民館等を避難所とした場合の取り決めはございませんが、物資やサービスの提供については指定避難所と同等配給するものですのでご負担はございません。

3点目の車中泊避難所の位置づけにつきましては、車中泊避難所という設定はなく、自動車による避難につきましては、避難場所、指定避難所のほかは、あらかじめ設定している場所はございませんが、避難者の集約により一定の規模となった場合は、臨時的な避難生活の場所とみなして、2点目の地区公民館等の避難所と同等に取り扱いができるよう検討してまいります。

4点目の乳幼児の支援体制につきましては、地域防災計画第2編第1章第1

9 節要配慮者の安全確保について、乳幼児を災害時の要配慮者に位置づけ、避難行動や避難所での安全確保など、支援体制を構築しております。

また、備蓄内容につきましては、使い捨て哺乳瓶 30 個、ミルク 120 ミリリットルが 72 本、おむつ S サイズからビッグサイズまで各 30 人を 3 日分となっております。

引き続き、備蓄すべきものを検討し購入するとともに、家庭での備蓄について、日ごろから備えの大切さとあわせて町民の皆様に広報してまいりたいと考えております。

4 番（埴田慎二君） まず、指定避難所以外のところについてでございますが、現実的に難しいということで、努めることとされているということになっているようですけれども、実際はこのことによって被害とか影響が出ております。と言いますのは、実際に避難所で物資を配布する際には町の職員の方ではなく、自主防災会とか地域の方がやっておられます。その際に避難所以外の避難者に対しても同様に配布することが共通認識になっていないということでトラブルが発生しております。実際に能登半島地震でも避難所以外の避難者が物資をもらいに行ったところもらえなかったということが報道されております。内閣府から出ている避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針の中でも、指定避難所以外の被災者支援として、指定避難所における食事提供や支援物資について、当該避難所のみならず、指定避難所以外での避難所を含め、地域全体のために行われていることを周知徹底することとされていますが、被災してから周知するのは困難であります。そのため事前の周知が必要になってくると思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

総務広報課長（黒沼里香君） 指定避難所以外に避難している避難の方へも、十分同じような避難物資を届けるということは、やはり町の責務だと思っております。先ほど町長が答弁したとおりでございますが、そのとき情報を発信することはもちろんですが、やはり埴田議員がおっしゃったように、事前にそういう構築をしておく、そういう認識を町民の方にも同様に持っていただくためにも、事前の広報というものが重要だと思いますし、それをはっきり地域防災計画の中にも明記しておく必要があると思っております。今回の地震を受けまして、我々、やはり地域防災計画が完璧な内容ではございませんので、このたびの能登半島地震を見て、何か気づいたことがあれば、また、こういうことが必要だと感じたものがあれば、危機管理グループに集約して、それをまた地域防災計画に載せ直していこうというような取り組みをしておるところでございますので、今後そういったことを含めながら、避難所以外の方にも情報が届くようにというようなことを防災計画にも載せながらいきたいなというふうに思っております。

4 番（宍田慎二君） 必要性は認識されていても、多分、この努めるといふ言葉を改めるとなかなか難しいのかなと思うんですが、実際にこの問題なのは、結局もらえれば問題がないわけで、その周知方法について、今、周知に努めるとお話しもありましたけども、具体的に何でどうやって、周知をいつまでにするとかっていうような考え方はありますか。

総務広報課長（黒沼里香君） まずはそういった地震が起きる前に、平時の段階で、こういうときは町は皆様に物資を届けるように努力していきますというようなことをいろいろな広報媒体を通じながら伝えていくということだと思います。それを町民の方々と共有していくということで、大きな災害があったときは、町はこういうふうにするんだなということ町民の人に理解していただくということが必要だという意味で申し上げました。

4 番（宍田慎二君） 町がいろいろ努力されるというのは、もちろん広報紙で構わないんですけど、問題になるのは、実際に配布するときに差が出るのが問題になると思ってます。実際に配布を担当されるときが町の職員じゃない方なので、どうしても感情的な部分で、あの人家にいるのにというようなことで、結構摩擦と言いますか、いろいろなトラブルが発生しております。実際に今回の能登半島地震でも、なかなか直接行って、外部の支援者がそれはおかしいよ、災害救助法というか、指針でもそれはおかしいってというような話をして、なかなか聞き入れてもらえないということがあって、最終的には国会議員の方を通じて、内閣府のリエゾンが派遣されて、リエゾンを通じて再度周知しなければならないということで、非常に時間がかかっております。その上でも、事前に避難所の以外の人にも渡すことが当然であるということを知っていただきたいと思っているんですが、その辺についてはいかがでしょうか。

総務広報課長（黒沼里香君） そういったことを伝えなければいけないという意味で申し上げていたつもりでございます。

4 番（宍田慎二君） この辺については、伝えると言うか、制度を変えるものではなく周知するものですので、ぜひ早くやっていただきたいと思います。

次に、指定外の避難所についてお伺いしますが、今、地区公民館のほうには費用負担のほうの話があったと思いますが、実際に、先ほど少し話にも出ましたが、小さな避難所については、なかなか災害救助法の範囲だと、1日幾らという値段設定があって、その値段に沿った形だと、なかなか支援することが難しいのかなと思うんですが、そのあたりの考え方として、町全体の避難者数でそれを避難所ごとに割り振ることなく、多分仮設トイレを1つは必要なら、1つ置いてもらえるのか、それともその避難所の避難者数によって費用負担を考えていくのか、そのあたりの考え方はいかがでしょうか。

総務広報課長（黒沼里香君） 国の災害避難のその部分については、国で想定、規定さ

れている基準というものがありますので、それに合致しない場合については国からのお金はそこは出ないというようなことになろうかと思えますけれども、町としては、そういった方々へも国からお金が出ないから支援しないという考えではないと思っております。

4 番（宍田慎二君） 災害救助法に限らず、町から支援していただけるということで、非常に安心いたしました。次、車中泊避難についてお伺いいたします。

町のほうでも車中泊避難の場所というのは設定していないというようなお話でありましたけれども、令和4年に山形県と山形県警、あと遊技業協同組合に加盟するパチンコ、パチスロホールの駐車場、トイレなどのホール施設を災害発生時に車両避難や避難者の避難場所として活用することを目的とした協定を結んでおります。町内にあるパチンコ店が対象店舗になっているのか。また、広域避難を考えれば周辺市町村の店舗も候補として考えられると思いますが、町の考えはいかがでしょうか。

総務広報課長（黒沼里香君） 県がそのように遊技団体と協定を結んでいるということは承知をしております。当町のパチンコ屋さんがそれに対象になっているとは思いますが、改めてちょっと確認が必要かなとは思っております。ただ、この間、議員の方も一緒に、山形盆地断層帯の地震が発生したときは、もうこの辺も周辺を含めて震度7、震度6強が当たり前に起きるという想定 of 勉強会を開催して、ああいった地震が雪降った中、家の屋根に雪がたくさん積もっている中であんな地震が起きましたら、本当に壊滅的になってしまうというようなことは容易に想像できます。そういったときに広域避難と言うか、町だけでは収容しきれない部分もあろうかと思えますので、周辺市町村のそういった施設エリアを確認して、それも改めてと言いますか町民の方にお示ししていく必要があるかなというふうに考えております。

4 番（宍田慎二君） 町の集約をしないとですね、結局あちこちいろいろな場所に車が止まって、いろいろな支障を来す、もしかすると避難施設、もともとの指定避難所になっている駐車場が、避難して来た人の車がいっぱいで、支援物資を運んだ車が入って来れないとかっていろいろ想定されますけれども、そういった想定しない場所に車が来た場合に、どうやって駐車場を整理していくのかってような考え方は今されていますか。

総務広報課長（黒沼里香君） 避難してきた方の車を、それが町内の方か町外の方かということで仕分けして、だからあなたはここに止めるなどか、止めなさいとか、あっちに行ってくださいとかって言うことは、そういった事態のときは、なかなかできないことなんじゃないかなというふうに思います。やはりそういった大きな地震が起きるといことは、中山町だけが被災するわけではなくて、周辺市町村も大きな事態になっているのは当然のことですので、そういった事態

は発災の数日は、そういったものが混在するような時期になってこようかと思
います。数日経てば車は移動できるわけでございますので、中山の人が中山の
ほうに帰ってきたり、いろいろな生活を再建するために家のところに来たりと
いうような状況が起きてくると思いますので、それはそういったときの対応は、
そのとき考えていく必要があるかなというふうに思っております。

4 番（彦田慎二君） 私の聞き方が誤解を招いたかと思うんですが、実際に避難された
方の車を分けるという、どっから来たから分けるとかっていう意味合いではな
くて、避難された方の車があることによって、例えば救援物資を運んできたト
ラックが入れないとかっていうことも想定され、避難所用に駐車場を確保する
というようなことが必要になってくると思うんです、指定避難所に関して言い
ますと。そういった場合に、そこがこう何もしてない状態だと、全部車が埋ま
ってしまった状態から動かしてくださいというのは、なかなかやはり難しいの
かなと思いますので、その駐車場の確保について、今、考えられていることは
ありますか。

総務広報課長（黒沼里香君） 具体的に、車がたくさん埋まるというような、今、ご発
言でしたけれども、能登半島沖地震を見ますと、どんなところがどんな地面が
隆起して、道路もどんなふうに壊滅的になるのか、なかなかわからないような
状況だと思います。そういった状況の中、1月に町長が国、県のほうに要望し
た要望書があったと思いますけれども、強靱な高速道路を利用して、支援物資
を運んでいただけるように、国と県に要望したということがございます。そう
いったことを想定してということですので、今、国の協力を得て整備している
垂直避難拠点施設を中心としたエリアを受け入れの拠点として考えるというこ
とで進めているわけでございます。

4 番（彦田慎二君） 済みません、結局、指定避難所に支援物資の入る駐車場を確保
するのかどうかという点で、何ですかね、避難する人の駐車場は確保しない
という話でいうか、その辺の空いてる場所に止めてもらえば済むかもしれない
んですが、実際に避難物資を運んだ車が指定避難所入れないっていうのが一番
と避けなければいけないことかなと思っております、その点についてはいか
がでしょうか。

総務広報課長（黒沼里香君） だからその、何て言うか、初めからそこを避難、救援物
資を運ぶ車が来るから空けておいてくださいよって言っても、集中すれば入っ
て行くかもしれないというふうなことだと思うので、そこは何て言いましょ
うか、そのときに交通整理をしながら対応するとよろしいのかなというふう
に思っております。

4 番（彦田慎二君） 今の答弁ですと、指定避難所に例えば自衛隊の方がお風呂を設置
するといった場合には、その場所は到着して整理していろいろと、発災してか

ら考えるというようなことになってしまうかと思うんですが、事前にあるシミュレーションしておいて、物資のトラックが何台くらい入るだろうとか、例えばお風呂のために、こんぐらいのスペースが必要だよねというような、図面上で計算できるような部分もあると思うんですが、そのあたりの計画というのはないのでしょうか。

総務広報課長（黒沼里香君） 済みません、埴田議員のおっしゃっていたのが、支援物資の供給ということでございましたので、お風呂の場所を設置するとか、そういったことでちょっとお答えしたわけでなかったのですが、質問と答えがちぐはぐになってしまったかなということがございます。具体的にどこにお風呂を設置するかというところの図面的な、今、地域防災計画に載ってるかと言うと、そうではないかもしれませんが、そこら辺も、今後考えていければと思います。

4番（埴田慎二君） 済みません、私もちょっと、通告内容と若干違う部分もありましたので、その辺申し訳なく思うんですけども、とりあえずこの避難所の中もなんですが、避難者が最初に場所を決めてしまうと、なかなか整理がつかないというようなことで、避難所の中では、例えば車椅子が通れる通路がなくなってしまったのも、後々移動ができないというようなことも発生しているので、駐車場に関してもきちんと整理していただいて、ここは避難者も止めていいスペースですよ、ここは支援物資が入ってくるスペースですよ、ここは仮設のお風呂が来るかもしれない、仮設トイレを置くような場所になりますよというのをある程度図面で作っていただいて、実際にはできないかもしれないけど、大体こんぐらいのスペースが必要だよというのを考えていただければなと思います。

車中泊避難についてでございますが、車中泊避難でエコノミー症候群というのが一番と心配されておりますが、実際に町で想定してなくても、車中に避難される方、相当いらっしゃるのではないかと予想させられる中で、予防として弾性ストッキングというのが注目されております。実際に私も、先日の議会の研修の中で長時間バス移動があるということで試しに履いてみましたところ、やはりむくみが少なくなって効果があるのかなと実感したところでありますが、町として備蓄して配布するような考え方はありますでしょうか。

総務広報課長（黒沼里香君） 車中泊のエコノミークラス症候群防止という観点だと思います。弾性ストッキングについては、予防効果もあるというふうに私もお伺いしておりますけれども、現在の備蓄の中ではそれは入っておりませんので、今後その必要性なども研究しながら、入れていくようなことで検討していきたいと思います。

4番（埴田慎二君） 検討していくとき、車中泊避難以外でも、結構避難所のほうでも

エコノミー症候群になられる方がいらっしゃるということですので、ぜひこちらのほうも備蓄していただくか、もし備蓄できないのであれば、その重要性を周知して、町民の方に一人、人数分自分で準備していただくようなことをしていただければと思います。

次に、乳幼児の備蓄についてですが、乳幼児用に液体ミルクを備蓄されているのかなと思ひまして、お湯が準備できない中で使えるもので、非常にいいのかなと思っております。しかしながら、安易なミルクの配布には注意が必要だということで、先日、議員向けに緊急の勉強会も開かれました。その中で私が初めて知ったことも多くありましたが、災害対応を強化する女性の視点、男女共同参画からの防災復興ガイドラインでは、授乳シーンにあたっては粉ミルク、液体ミルク等の授乳代替食品の一律の配布を避ける必要があり、個別の母子の授乳状況をアセスメントした上での適切は配布が求められること、また、提供先における母乳育児の取り組みを阻害しないように考えることが重要です。試飲や子育て家庭への配布はしないでくださいというような文章があります。町での授乳アセスメントの体制、賞味期限が近くなったミルクについては、どのような取り扱いをしているのでしょうか。

総務広報課長（黒沼里香君）　そこまで詳しいアセスメントは、今のところつくっていないと思います。ミルクの液体ミルクということで、最近周辺でも、何て言うか、取り扱ってきた中身でありますので、まだそんなに導入して古いものではないので、まだそれをローリングするというようなところまでには行ってない状況でございますが、ミルクについては、それぞれのお子さんの、何と言いますか、体調とか成長過程とか、いろいろそういった合う合わないがあるのでしょうか、アレルギーの問題とかもあると思います。口にする食品ですので、そこは安易にということ、なかなかやっぱり大変な部分なのかなというふうに考えておりますが、必要最低限の部分で備蓄をしているという考え方でございます。そういった意味で、家庭での、やはり日ごろの備蓄と言いますか、赤ちゃんがいる家庭では緊急時どんなものが必要なのかということを考えていただいて、それぞれの家庭で、赤ちゃんがいる家庭だけではなくて、自分にとってどんなものが必要なのかというのを常に考えて、防災袋に必要なものを入れていただくのが、重要なのかなというふうに思っておりますので、そういったこともあわせて、今後とも引き続き広報していく必要があるかなというふうに考えております。

4番（冨田慎二君）　安易な配布をしていけないというのは、もともと人工用のミルク飲んでる方に対してっていうよりも、母乳で育てている方に対して、そのミルクを配布されたことによってプレッシャーに感じて母乳からミルクに切り替えたというような報告も東日本大震災の証言として残っているようでございます。

このときに問題になっているのが、そのミルクがあることによって授乳をしないことによって、どんどんと今度母乳が出なくなるというような現象があるようですので、その辺について、保健師さんとこんなこと気をつけなきゃいけないとかってというような想定はされているのでしょうか。

総務広報課長（黒沼里香君） 母乳の方についてということでございますが、当町では、指定避難所についてはパーテーションの形をしたパーソナルエリアを保つようなものをたくさん準備しております。そういったことで母乳で授乳される方については、プライバシーを守りながらやっていただけるんじゃないかなというふうに思っています。ミルクがあるから、それでプレッシャーを感じるってというようなことがありましたけれども、そんなふうなやり取りはないような形で、今後、保健師のほうともそういった考え方があるというようなことを共有しながら、やっていく必要があるのかなというふうに考えます。

4番（夢田慎二君） 恐らく、その東日本大震災のときは大量にミルクが出回ったことによって、赤ちゃんいるからこれやるよってどんどん渡された結果、多分そういうことになってった部分もあるのかなとは思いますが、なかなか当事者でないとかわからない部分もありますが、外部から余計なプレッシャーを与えたりですとか、間違った情報を伝えてしまわないように注意する必要があるのかなと思っております。母と子の育児支援ネットワーク、災害時の母と子の育児支援共同委員会さんから、災害時の赤ちゃんの栄養ということで、一面に片面が母乳育児について、片面が乳児用ミルク育児についてのお母さん向けのチラシが配布、出されております。このチラシに限らず、安心な情報提供ということが必要になってくるのかなと思いますが、多分小さいときの健診時などについて、こういったチラシの配布など、災害時にこんなことが特に必要になりますよというような周知はされているのでしょうか。

総務広報課長（黒沼里香君） 健診時で、災害の部分でチラシの配布ということは当、グループと健康福祉健康づくりのほうでのあれではちょっと、今のところしてないんじゃないかなっていうふうに考えております。いずれにしても、母子の命を守るのは大事なことであります。大きな災害が起こった際には、やはり最初に赤ちゃんの命を守っていただくというのが重要で、数日経った避難の中で、いろいろなそういった問題が、ミルクの問題であるとか、プレッシャーの問題とか、そういったことがだんだんだんだんこう出てくるのかなというふうなことで、長期化すればするほど、いろいろな細部にわたった問題が出てくるんじゃないかなというふうに思いますので、まずは発災後の、発災したときは命を守っていただく行動をまずは取っていただく、それから家庭での備蓄にも努めていただくというようなことで、そういった子どもさんを持つ親の方へも、災害の部分のチラシなどができましたら、情報提供をしていくことも必要

かなというふうに思います。

4 番（埴田慎二君） 中山町の避難袋のチラシを見ますと、その中にも哺乳瓶というのが入っておりまして、実際、水が使える状態であればいいとは思いますが、水が使えない場合に哺乳瓶というのが、結構な衛生状態を保つのが難しいものというふうに言われておりますので、そういった際に紙コップを使って授乳する方法など、いろいろな方法が考えられていますので、そのあたりも周知していただければなと思います。避難所の中では、衛生状態があまりよくない中で、床にタオルなんか敷くにしても、床に低い状態で乳児の方が寝させられる状態っていうのは衛生的にあまりよくないのかなと思います。不安から添い寝したいという方もいらっしゃると思いますけれども、選択肢として災害用の乳児用のベッドを準備するような考え方はいかがでしょうか。

総務広報課長（黒沼里香君） 乳児用のベッドという考えは今のところなくて、それはだから購入していないということなんですけれども、エアベッド、段ボールベッドなどの備蓄はございますので、そちらのほうを使っていただければいいかなというふうに思っています。

4 番（埴田慎二君） 段ボールベッドとか、今、準備されているベッドを使うということですけども、その際に乳児の方と添い寝した場合に、専用のベッドではないということで落下のリスクもあるのかなと思うんですが、その点についてはいかがでしょうか。

総務広報課長（黒沼里香君） 落下のリスクがあるんでしょうかもしれませんが、今のところそれしかないの、落下しないように保護者の方がよく見ていただくような形になるんじゃないかなというふうに思います。

4 番（埴田慎二君） 中山町地域防災計画の第2章第24節の避難所の運営、避難所の開設の中に、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮して、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるというような文章があります。乳幼児のいる家庭については、できる限り早く旅館・ホテルを使ってもらったほうが安心ではないかと思うのですが、事前に協定を結ぶなどの事前の取り組みはされているのでしょうか。

総務広報課長（黒沼里香君） 町外の施設との拠点みたいなのは、今のところないんですけども、町内にはひまわり温泉ゆ・ら・らがありまして、指定管理の施設ではありますが、町の施設でもありますので、そういったところを活用できるんじゃないかなというふうに考えております。

4 番（埴田慎二君） ゆ・ら・らはもちろん町の施設ですので活用することはできるかと思いますが、突然言われてもなかなか対応できないのかなと思うんですが、そういった形で使う可能性があるというような、事前の調整はされているのでしょうか。

総務広報課長（黒沼里香君） 今のところ特にしておりません。

4 番（須田慎二君） 町で所有している施設で、町から指定管理をお願いしているところでもありますので、そのあたりもしっかりと盛り込んでいただいて、いざというときは指定避難所と言うか、福祉避難所として使えるような体制にしていただければと思います。実際の災害の際には、計画していても、実際、被災状況によっては通れると思っていた道が通れないとか、壊れないと思っていた建物が壊れてしまうとか、いろいろな状況があって、なかなか難しいものがあるのかなと思いますが、そもそも計画していないものはできないと思っています。ですので、災害に対してはこれが正解だというような、必ず一つの正解というのがあると思いますので、いろいろな考え方があると思いますので、その中で、せつかく災害から助かった命が、災害関連死だという形で亡くなってしまうことがないように、いろいろと考えていただいて、対応していただければと思います。これで質問を終わらせていただきます。

議 長 2 番須貝勝司さん。

2 番（須貝勝司君） まず最初に、令和 6 年の 1 月 1 日に能登半島地震が発生しまして、亡くなられた方に衷心よりお悔やみを申し上げます。また被災された方々に心よりお見舞いを申し上げます。

まず、先に通告の 2 点について質問したいと思います。

まず、第 1 点は「大規模災害時の被災者支援について」。このたびの能登半島地震をはじめ、近年の自然災害は大規模化・頻発化・多様化・複合化してきております。命と暮らしを破壊する災害が次々と起こっている状況にあります。

防災・減災は、中山町の最重要課題の一つですが、被災者支援の観点から、次のとおりお伺いします。

まず 1 点は、避難者の命を守るには欠かせない、避難所等における水・トイレ・寒さ対策のため、備蓄や資機材等の整備状況はどうなっているか。また、今後充実させていく考えはあるか。

2 番目はさまざまなニーズに応じ、生活必需品の備蓄や避難所運営の対策はどうなっているのか。

次、①として、地域防災計画では、生活必需品については、高齢者や乳幼児等の要配慮者、性別、身体のサイズ等のきめ細かなニーズにも配慮し確保を行うとあるが、どのようにニーズを把握し、どのような点に配慮して備蓄しているのか。

②第 3 次男女共同参画計画では、主な施策として、防災に関する計画等への女性の意見の反映、女性や高齢者に配慮した避難所等の運営が位置づけられているが、どのように進められているか。

（3）令和 4 年 1 2 月定例会において、被災者支援や相談窓口の一本化に関

する私の一般質問に対し、前向きな答弁があったが、その後の検討状況はどのようなになっているか、お伺いします。

町長（佐藤俊晴君） 「大規模災害時の被災者支援について」お答え申し上げます。

ご質問いただきました、大規模災害時の被災者支援につきましては、先ほどの刃田議員の質問でお答え申し上げましたが、壊滅的な被害を想定し直し、抜本的に見直さなければならないと考えているところでございます。

さて、1点目の避難所等における備蓄や資機材の整備状況につきまして、主な整備状況を申し上げます。

食料につきましては、地域防災計画で目標値として、1,200人分、3日間対応とし、1日3食、飲料水は1日3リットルの提供を想定したもので、主食1万800食、副食7,200食、飲料水500ミリリットルを2万8,800本と想定しておりますが、令和6年2月末現在で、主食8,824食、副食8,620食、飲料水2万8,800本を町内5カ所に備蓄しております。

また、今年度の購入分が3月中旬に納入されますので、これに主食1,380食、飲料水6,000本が追加となります。

次に、資機材の整備状況につきましては、避難所用品としてテント型2人程度用のプライバシー保護パーテーション650基、折りたたみ式簡易ベッド600台、エアベッド700台、毛布1,300枚、簡易トイレが20台、発電機19台、照明35基となっております。

なお、現在の整備状況につきましては、本定例会最終日の全員協議会で、拠点ごとに台帳としたものを報告するとともに、町公式ホームページで公開する予定でございます。

2点目のさまざまなニーズに応じた生活必需品の備蓄や避難所運営の対策につきまして、お答え申し上げます。

地域防災計画第2編第1章第15節食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備では、生活必需品の品目は高齢者や乳幼児等の要配慮者、性別、身体のサイズ等のきめ細やかなニーズにも配慮し、確保を行うこととしております。

品目につきましては、防災会議などご意見をいただくとともに、阪神淡路大震災、東日本大震災以降、防災備品については商品開発やガイドラインの改正など日進月歩の取り組みがなされており、このたびの能登半島地震での実態を踏まえ、事例を調査しながら備蓄を進めております。

留意点としましては、生活必需品が全くない状態を想定すること、すぐに必要であること、健康維持に必要であることとなります。

具体的には、口腔ケア用品として液体ハミガキ800個、歯ブラシ800本、大人用おむつMサイズが224枚・Lサイズが192枚、生理用品1,290枚であります。

引き続き、備蓄すべきものを検討し購入するとともに、避難生活の長期化に伴い、基礎化粧品など肌荒れを防ぐものや社会生活を送る上で必要となるものなど、備蓄以外にも町外から支援を受ける仕組みづくりも、さらに整備していきます。

次に、第3次男女共同参画計画における女性の位置づけについてお答え申し上げます。

防災に関する計画等への女性の意見の反映につきましては、防災会議の女性委員の割合が対象となりますが、現在委員24名中女性が3名であり、女性登用率は12.5%と低い状況でありますので、次期防災会議の委員構成時に見直しを行います。

また、避難所等の運営での位置づけにつきましては、避難所において女性が安心して避難生活を送ることができる保安体制の構築や、実質的に避難生活を運営する女性の権限確立、要配慮者への支援体制構築のため、避難所運営の意思決定への女性の参画が重要視されていることから、運営責任者の男女両立や、避難所運営委員会の委員構成を女性が3割以上となることが望ましいとされており、今後、自主防災組織等に普及啓発をまいります。

3点目の被災者支援や相談窓口の一本化につきましては、議員からのご教授いただきました、佐賀県大町町の事例などを参考に、現在、準備を進めておりますが、このたびの能登半島地震の状況を鑑みますと、窓口の一本化の重要性は高まっており、その設置のスピード感も重要と考えております。

また、その一本化を一步進め、庁内だけでなく関係機関との連携も含めたものが必要と考えております。

このため、このたび国土交通大臣から特定都市河川の指定を受けます石子沢川の流域治水事業も含めた、現行の地域防災計画の抜本的な見直しを進めるとともに、防災会議の委員構成の見直しや、庁内の組織体制の見直しなども進めてまいりたいと思っております。

2番（須貝勝司君） 今、説明はありました。そこの中で、書き取る速さが追いついていないので、数字の部分については、ちょっと概算で質問をさせていただきます。ということは、能登半島の地震を見ていますと、食料というのは、大体3日くらいの間に調達できた。ただ、道路の関係で行けない場所は1週間もかかったということはありますけれども、その食料については、ここに挙げなかったのは、特に被災された方々が、何が一番困っているのかというふうにしたら、その水というふうなことで、なぜ、水が心配なのかということで、水道企業団のほうの整備状況を確認しました。そうしたところが、耐震化の率はどのくらいになっているのかと。今、中山、山辺、山形の一部ですけれども、その中で耐震化全体でのパーセントは14.54%でした。それから、そのうちで

も、送水管は62.5%ということで進んでいます。ただ、排水管は12.52%ということで、非常に少ない。支管、施設に配管されている部分は9.70%というふうにと考えた場合、今、タンク車は何台あって、タンクはどのくらいあるのかなど、これも見てみました。そしたら、タンクは1トンのタンクが2つありました。それから、応急給水パネルということで、1トン用のパネルが3個あるということで、2月29日の気象庁の方の調査官の話を聞きますと、この問題が非常に、ということは中山町の中で、あの真っ赤に染まっていた泥炭地、弱い場所はどういう、昔井戸の水であったかって言うと、ほとんどが鉄分が多くて、飲むのに水の皮をむいて飲んだと言われるように非常に悪いので、利用することは非常に難しい。そういうことになれば、大事なものは浄水器、それから整水器、浄水器というのは、飲めるまでにできる機械が必ず必要になるのではないかなど。よくそれを言うと、答弁で大体返ってくるのは、3カ所ほど連結管等で山形の水のほうからって言われると悪いから先に言うけど、つながれたこっちのほうの中山町の方で、何百カ所になるか、何千カ所になるかわからない断水状況を想定する必要があると。こういう意味での、今の水の問題です。だからそういったことで、まず第1番目に、その浄水器、整水器の準備を考える考えはあるかないか、まず1点お願いします。

総務広報課長（黒沼里香君） 水の問題については、人の生きるのに一番大事なものでございます。飲料水、それからお手洗いの水、いろいろな意味で能登地震のときも水がないというふうなことの報道がたくさんされておって、いろいろな住民の方が苦労しているというようなことを目にしておりました。浄水器、整水器の準備ということでございますが、具体的に今、それを備蓄としてしようというふうな考えは持っておりませんでしたけれども、そういった須貝議員のおっしゃるようなこと、浄水器にかければ飲めるようになるんじゃないかなんていう考えであれば、今後、先ほど町長の答弁でも、抜本的な見直しが必要だというふうに申し上げております。今してないから、必ずこれはもうずっと絶対しないということではなくて、今後そういった意味で、いろいろな検討の素材にさせていただければなというふうに考えております。

2番（須貝勝司君） ということで、ぜひこれは。ただ、値段は結構高いです。例えば、避難所1カ所にそれを設置すると、おおむね必要な水の量を計算しますと100万前後の機械が必要です。あとはカートリッジの交換程度です。そういうお金というのは、ふるさと納税の、今現在、台帳に3億6,000万ほど残ると予算のほうに上がっておりますけど、そういうところに3カ所に配置しても300万です。そういうふうなところで、数字まで申し上げますので、ぜひ準備をしていただきたいと、検討したいとこういうことですので。

次に被災者が困ったのは、トイレの問題だそうです。トイレも、次の日には

簡易トイレが届いた場所もある、遅くとも3日で届いたそうです。ただし、そのトイレが1日で満タンになったトイレがいっぱいありました。それで間に合うのかとこういうふうに思います。そう考えれば、一番最初にトイレが、トイレトレーラーということで、ニュースになったのが、漫才師のサンドウィッチマンです。あのトラックは約1,200万です。あれは個人で所有して、ボランティアです。それからもう少し調べてみますと、宮城県の民間の方も3台ほど、トラックトレーラーと似たようなトレーラーを持って、協力したというふうになっています。ただ、全国的な例を探ってみますと、多くそれを設置されている市町村がございます。一つだけ買えば間に合うというものではありません。それはグループをつくって、いろいろと災害のときには助け合いましょうというふうな中身を精査して、初めて効果が出ます。そういうふうなところで、このトイレトレーラーがあれば、恐らく水を飲まないで我慢しよう、そして便秘になったり、体調的に崩したり、そうした方々を救うことができると思います。ただ1,200万という数字を申し上げたので、町長が、いや、随分高いなと、俺、思っていたのかなと思います。そういうときほどクラウドファンディング使ってもらいたい。そして残り、いろいろな県で準備されている資料全部読むと長くなってなくなっから、読み上げませんけれども、クラウドファンディングで1,000万を確保した市もございます。半分ぐらいの市もございます。そんなことで、そういうふうなトレーラーをつくれば、購入して融通し合えば、その災害だけではなくて、中山町のいろいろなイベントにも活用できるということです。だから2つだけきりついていない半分ぐらいのトイレトレーラー的なものは、500、600万という値段もありました。それでファンディングでも、これは効果があると思います。なぜなのかと言うと、もう1点のトイレトレーラーと同じようなコンテナ型のトレーラーもあります。トイレ付きのトレーラー、コンテナ型の。これは設置することができ、トラックには積んでありませんので、いざというときにはトラックにつけて運ぶようになります。これも使ってる地方が出てきました。それは今、中山町の中にあるマンホールをフルに活用できる、マンホールの上に止めて、そこですぐトイレとして使用できると、幅広い使い道があります。これなんかもあれば、本当にトイレで困って苦労した、さまざまな人が意見を言っておりました。それを救ってもらいたいということで、トイレトレーラーについて検討する余地がありますか、検討する考えがあるか、お伺いします。

総務広報課長（黒沼里香君） 今、トイレトレーラーのご質問がございました。各自治体でも持ってらっしゃるところがありまして、トレーラー1台はやはり1200万ということで、高いものでございまして、災害が起こったときは、自分のところが安全でしたら、災害の起ったときに駆けつけて、住民の方のおトイレ

をネットワークでお手伝いするという、そういったネットワークもあるという
ようなことで承知をしております。また、そのトイレトレーラーがあれば、平
時は何かイベントごとがあったときに、そのトレーラーを使えばトイレ使える
んだなんていうことでも、そういったペーパーを読んだこともございまして、
あるのを十分承知をしております。

ただ、いかんせん、クラウドファンディングの話もありましたけれども、金
額的に高いという部分で、今までそれに手は出してきたはいなかったというこ
とでございしますが、今回、能登半島地震のときは、やはりトイレ問題が大きか
ったなというふうなことで、私も認識をしております。簡易トイレというのが
ありまして、トイレトレーラーのような大きなお金を支出しなくても、安価で
の箱型で、それで何十回かトイレはできると、1回1回、袋に入れて処理する
というふうな、凝固剤でという安価なものもあるというような情報も得てお
りますので、町長の答弁にもありましたけれども、災害用のものというのは日進
月歩でいろいろ進んでおる部分もありますので、そういった、そんなにお金を
かけなくてもできる部分があるんじゃないかなというふうに、ちょっと考えて
いるところでございます。

2番（須貝勝司君） 今、高価だから、安いほうのほうになんとか考え方が曲がって
いったなって思うんだけど、確かに、ホームセンターでも売ってます。ところが
1回、2回、3回使うと段ボールなのでつぶれたり、変形したり、それから高
齢者がそれを使おうとして転んでしまった例が数多く出ているようです。だか
ら、私はトイレトレーラーというのは高齢者や体の調子の悪い方々が利用す
るに最高にいいものだということで、これ、町でだけではなくて、たしか、あ
ったのが、緊防災という、もらえる方法も、たしか探すのちょっと大変だから、
緊防災って、緊急防災対策というようなことで、使える補助金もあるはずで
す。それを活用して、クラウドと町の、せっかくいただいたふるさと納税の中の3
億6,000万のうちの一部をぜひ充ててもらいたいと、こう私は思っており
ます。これは大がかりの金だというふうに評価されているようですので、町長
より前向きにやってみたいという考えがあるか、お伺いします。

町長（佐藤俊晴君） ご提案、どうもありがとうございます。本当に1月1日のあの災
害、自分事として日々考えているわけでございますけれども、先日も県議会の
ほうの総務委員の方々とも公共交通網の話なども話してきたところでござい
ます。そんな中で、やっぱり公共施設のあり方、災害時での公共交通網、先ほど
刃田議員からもありましたように、物資の供給をどうすべきか、どこでどうい
うふうに手配すべきかっていうふうな話ありましたけれども、それ以前に、ど
こを確保するかっていう、皆さんにも前にも話したように、中山町では避難場
所っていう設定がまだなっておりません。本当に大きい地震が来たりとか、水

害が来たときに、何日間、もう3日間以上そこに滞在しなければいけないという場所の確保というのがまだ指定されておられません。また、そういうふうな事態になったときには、多分、公共交通の道路も寸断されてしまいます。そんな中で、どうすべきかっていうのを改めてまずは考えていかなきゃいけないということを総務委員の方々にも、県のほうにも申し上げてきたところです。当然、国のほうにも申し上げて、そういった能登半島の災害を踏まえた上で、町のあり方、立地適正化計画等も含めて、考え直していかなければいけない時期に来たんだなということを国のほうに申し上げていきたいなというふうに思っています。

そんな中で、今、須貝議員からもあった、トイレトレーラーの話も一つ、一考だと私は思っております。実際に災害に強い町をつくるためには、5年、10年というふうなスパンで考えていかなければ、考えてって言うか、来年にでもつくりたいところは山々なんですけれども、なかなか難しいだろうと。そこまでの間に何かあったときに有効活用できるものとして、多分、今、須貝議員が提案されてくれたんだと思いますので、これは一つの案として受け止めていきたいなというふうに思っております。ただ、そのトイレトレーラーを置く場所、避難場所というものをまず先に考えた上で、避難生活ができるような場所を皆さんにお示ししなければいけないというふうに思っておるところでございますので、その辺のところ、ご理解していただきながら、これからの防災に強いまちづくりに、ご助言いただければ幸いです。

2番(須貝勝司君) 今すぐなんていうふうなことは私も、大金ですので。ただ、ちょっとこれ、通告にちょっとずれるかもしれないけども、通告出してから、2月29日に山形気象台の予報官から勉強をさせていただいたものもあるので、ちょっとだけ話をその部分だけ。ということは、命を守るための方法についてということで考えると、この間見ると、地震の一番最初の縦揺れは飛行機で言うとジェット機の早さですよ。だから、次のB波という波が常に横揺れが、普通は縦揺れが発生して、予報官のほうで計算して、何秒後に強い地震が皆さんのところに行きますということで、お知らせする時間があるわけです。ところが、それが無いということです。何としても、きのう地元の総会がありました。だから、もし山形盆地活断層地震が発生したら、皆さんの逃げる時間はありませんよと、だからすぐ目の前のテーブルとか、常日ごろから、この場で地震に遭ったらどこに逃げるといふ場所をはっきりしてもらいたいということで、お願いしておりました。ここで聞いている皆さんは、みんなわかるわけですけど、今、俺言いたいのは、こういう広報を出してもらいたいよ。町民の命を守るためだから、だからあえて今、議長に時間をもらったとこういうことです。その広報をわかりやすく、今すぐ起きそうだということをしてもら

いたい。ぜひ逃げる確保、逃げられる場所、そして1階、2階あるならば、1階ではだめですよと、2階にやすんでくださいよというふうなこととあわせて、重要なところをぜひ、広報で出してもらいたいということです。

途中に行きましたけれども、それでは、寒さ対策ということにちょっと行きたいと思います。寒さ対策というのは、このたびの能登半島大地震では、30名を超す方が低体温症で亡くなっております。2月29日も中学校の体育館に行きました。私たちが行くというので少し暖房していただいた。ものの30分と、俺みたいな高齢者は我慢できませんでした。あそこで毛布1枚2枚で休んでみろって言ったら、あしたの朝、冷たくなっていると思います。それを防ぐ方法をぜひ備蓄してもらいたいと。何を備蓄してもらいたいのかって言うと、大金かかるわけではないんだ。ということは、寝袋というのがある。今、議員の方でも、3万円の寝袋を持っている方で休んでいる方もいるという話も聞きました。そういった寝袋等があったら、低体温で亡くなった方が少なかったの でなかったかなと。こんなことで、寝袋に対する、まず1点、暖まるためにはホッカイロ、それからやっぱり、電気が来なくても暖房につながるストーブが準備されているのかどうか、その件について伺います。

総務広報課長（黒沼里香君） 寝袋、カイロにつきましては、必要性も十分鑑みながら、今後、その防災計画の見直しの中に盛り込んでいけるようなふうに、いろいろな方の意見を聞きながらと言うか、検討していきたいなというふうに思います。ストーブ、石油ストーブだと思いますけども、電気使わなくても済むという、それについての備蓄というのは、今、役場に数台残っているのがあるかなというぐらいで、避難所にそれが十何台も確保しているという状況ではございません。

2番（須貝勝司君） ということで、私が言った、水、トイレ、寒さ対策ということについて、ぜひ、早めに検討に入って、できるものは早く進めてもらいたいということですよ。あともう1点、申し込んだので、時間が残りわずかになりましたので、この件については終わりたいと思います。

それから、「企業版ふるさと納税」についてということで、今後、町が抱える多くの課題に対応していくためにも、持続可能な町政運営確立のためにも、さらなる歳入の確保が必要になります。

企業版ふるさと納税は、住民に負担をかけず歳入確保が図れるため、企業が寄附したいと思えるような魅力的な事業を構築し、積極的に取り組むべきと考えます。

中山町の企業版ふるさと納税については、最上川舟運文化が育んだ紅花が彩る豪農屋敷とイモニケーションが生み出す関係・交流人口10倍プロジェクトをということで、地域再生計画に位置づけ、令和元年度から取り組んでおりま

す。次の2点についてお伺いします。

これまでの成果と、今後も1つの計画のみで継続する考えなのか。

2つ、町の防災・減災事業の地域振興を地域再生計画に位置づけたり、町の存続にも関わる、まち・ひと・しごと創生総合戦略を地域再生計画に位置づけ、幅広い分野で企業版ふるさと納税を活用する考えはないかということ。なぜと言うと、中山町にもふるさと企業版納税を、いろいろな人口減少対策とか、企業を中山町に誘致するとか、いろいろの項目をふやして、町の発展につながる、九左衛門の位置づけも決して悪いというわけではないけど、一点張りではなくて、町全体に活かされる企業版ふるさと納税にしてみたいなど。県のほうも調べてみました。県も同じ、まち・ひと・しごと総合戦略プランでした。県内の市町村も全部調べてみました。全部同じでした。というように、県内各市町村も同じように1点だけで、これだけというふうに決めないで、いろいろな大事なことに使い分けをしていていただきたいというふうな思いですので、この件についてお願いします。

町長（佐藤俊晴君） 「企業版ふるさと納税について」お答えを申し上げます。

これまでの取り組みの状況につきましては、令和元年度から、企業版ふるさと納税を活用して、最上川舟運文化が育んだ紅花が彩る豪農屋敷とイモニケーションが生み出す関係・交流人口10倍プロジェクトを実施してまいりました。

取り組みを開始した令和元年度から令和6年2月までの期間において、町外企業36社の皆様から、合計2,172万円のご寄附をいただき、旧柏倉家住宅公開や芋煮会関連商品開発及び販売促進に取り組むとともに、拠点となる施設整備を行い、誘客の呼び水となる観光周遊商品の造成を行ってまいりました。

その成果としましては、旧柏倉家住宅の年間入館者数や、新たに造成・販売したツアープログラム参加者数及び1日当たりの旅行消費額の増につながったところがございますが、新型コロナの影響等もあり、当初想定していた目標までは至っていないというふうな状況でございます。

これまでの取り組みの課題を分析しながら、引き続き、中山町が誇る歴史や文化等の資源を活かした関係・交流人口拡大に向けた取り組みを実施してまいりたいと考えております。

また、議員ご指摘のとおり、持続可能な町政運営の確立に向け、さらなる歳入の確保を図ることが必要であるため、令和6年度からは、これまで充当してきた事業に加えて、防災・減災事業や地域振興など、中山町まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる事業全般に企業版ふるさと納税を充当できるよう、現在、国と調整を進めているところでございます。

国より認められた暁には、より多くのご寄附をいただけるように、私、町長トップセールスをはじめとした積極的なPR活動を展開するとともに、地域の

実情や町民の皆様の声を大事にしながら、企業の皆様にも共感し、町政運営にご協力いただけるような事業の構築に努めてまいります。

こうした取り組みを通して、第6次中山町総合発展計画に掲げる将来像、郷土の誇りを未来につなぐひとが輝く健幸のまちなかやまの実現に向けて、各種施策を推進してまいります。

2番（須貝勝司君）　ということで、今度は一点張りではなくて、やってみたいということですので、大変前向きだったなとこういうふうに思います。特に今、中山町が総務省の統計何かを見てみても、消滅市町村になるのではないかとというふうな町に入っています。これは中山町ばかりではありませんけれども、そういうふうな基礎的なものは何かって言うと、人口が減少だけの問題ではなくて、若い女性の方が住んでいないということは、将来子どもを産んでもらえる方々が少ないという判断だと思えます。そういう若者からちょっと意見を聞いてみますと、やっぱり若者が楽しめる場所がないと。それから、若い男性の方から聞いてみると、せっかく嫁さんもらったのに、また山形さ行くのか君はというふうな話もしたりもします。そうすると、やっぱり働く場所が近いところで2人で暮らしてみたいと、こういうふうなことも出てきます。

ぜひ、そういうふうなことで、中山町にはひまわり温泉ゆ・ら・らというのが、平成5年に町民の期待とともに、ふるさと地方創生事業で取り組んだわけですけれども、今、少し低迷をして、コロナで非常に大打撃を受けているわけですけれども、それなんかも、この企業版ふるさと納税の中で、ある程度事業をいろいろなものを組むことができれば、元気につながるのではないかなと私はそう思っております。

それから今、中山町の農家も非常に苦しんでいます。そういうふうなところで、農業振興なんかにも、もう少し力を入れてもらいたい。この間も、全協なんかでちょっと申し上げた、せっかく若い人が農業をやろうとしても、なかなか成功していないと。それに対する後押しが足りないからと。そういったことで、この後押しができる組織づくりなんかで、もう少し町のお金を使ってでも、基幹産業の中山町の農業ですよ、今、基幹産業でないように受け取られるほど落ち込んでます。農家の人は本当に困ったと、こんな言葉が出ますので、あと与えられた時間がなくなるようですので、これ以上話すると。今のような考えのもとでの提案ですので、今の質問に対して、何か答弁があればお願いします。

総合政策課長（神保勝也君）　先ほど町長申し上げましたとおり、令和6年度からは、いよいよ、まち・ひと・しごと総合戦略全般に充てられるように、今、国と調整を図っているところでございます。早ければ3月中、4月からは充当が可能になるかなと思っておりますし、企業の皆様においても、やはりその言葉だけではなく、やっぱりパンフレットを通じて、さまざまPRを進めていかなけれ

ばならないなというふうに思っているところでございます。また、町の課題等、さまざまございますけれども、やはりそちらのほうも、もっと企業の皆様が、自分たちがそこに企業版ふるさと納税ということで、寄附をしていただいたことが、将来的に、企業もそうですし、町もそうですけれども、そこに住む皆さんが、全員みんなが幸せになるようなほうにうまく持っていけるよう、私たちも事業のほうをしっかりと考えていかなければならないなというふうに、今、議員のお話を聞きながら思った次第でございます。今後とも、どうかよろしくお願い申し上げます。

2 番（須貝勝司君） 時間ですので、これで終わります。どうもありがとうございました。

議 長 休憩します。

再開は午後 1 時とします。

（午後 0 時 0 1 分）

議 長 再開します。

（午後 1 時 0 0 分）

議 長 9 番渡邊史さん。

9 番（渡邊史君） 9 番渡邊史です。皆さんこんにちは。きょうは、初めて一般質問の場に立たせていただいております。盛りだくさんの内容になりましたので、早速質問に入らせていただきます。

1 つ目、「公衆浴場における入浴着を着用した入浴への理解の促進及びユニバーサルツーリズムについて」伺います。

がん研究振興財団の最新統計である、がんの統計 2022 によると、2021 年において日本の女性の乳がん罹患者は 9 万 4,400 人となっています。生涯において、およそ 9 人に 1 人が乳がんにかかると言われており、女性のがんでは罹患率が一番多く、また 40 歳後半から 60 代にかけての発症が多いため、治療後の人生が長いがんの一つと言えます。

今回、本町における入浴施設でも、入浴着を着用した、入浴を気兼ねなくできる環境を願う声をお聞きしました。入浴着とは、乳がんなどの手術のあとを周囲に対して気にすることがなく入浴を楽しめるように開発された、入浴用肌着のことです。資料にありますとおり、厚生労働省から理解促進についての周知依頼が平成 23 年、平成 30 年に続き昨年 2 月にも出ております。

今回、私が今年 1 月に行いました近隣地域調査においては、この入浴着について知らないと答えられた温泉施設が半数以上を占めておりました。その普及にはまだ課題が残ることが浮き彫りになりました。

介護風呂なら使えますというところもありましたが、課題は、まず入浴着について知っているか、また、それに対して理解を示そうとする姿勢が感じられ

るかどうかというところが、利用者にとって大きな心理的問題であると感じました。

入浴着を着る状態は決して介護の必要な状態でもありませんので、中山町の公衆浴場においても、町民や訪れる人の理解を得る周知活動をしっかり行って、ぜひ、一般の大浴場でも気兼ねなく入浴できるような環境にすべきと思いますがいかがでしょうか。

また、あわせて伺います。ユニバーサルツーリズムとは、全ての人が楽しめるよう配慮された旅行であり、高齢や障がいなどの有無に関わらず、誰もが気兼ねなく参加できる旅行を目指すものであります。ハード面の整備にばかり目が行きがちではありますが、今回の調査により、ソフト面で整備できることもたくさんあると感じました。

第6次中山町総合発展計画策定のため、令和元年に実施した町民アンケートでも、今後のまちづくりにおいて、どのような特色のある町にすべきだと考えますかという問いに対し、39.7%の人が、人にやさしい保健・医療・福祉の充実した健康・福祉のまちと答えています。そこで、本町においても大事な観光資源の一つである温泉を含む観光施設などにおいて、人にやさしいまちであるというアピールをしてはいかがでしょうか。答弁をよろしくお願いします。

町長（佐藤俊晴君） 「公衆浴場における入浴着を着用した入浴への理解促進及びユニバーサルツーリズムについて」お答えを申し上げます。

平成18年のバリアフリー法施行から17年以上が経過し、全国的にも交通機関や公共施設、その他建築物など、ハード面でのバリアフリー化についての取り組みが全国的に進められているものと承知しております。

一方で、さまざまな心身の特性や考え方を持つ人々が相互に理解を進める心のバリアフリーという面においては、議員が傾聴された声からも、必ずしも十分に浸透しているとは言えない状況であると感じたところです。

入浴着を着用した入浴に係る理解促進について申し上げますと、以前より国や県は、その理解促進のため周知活動を行っており、最近では令和5年においても山形県がホームページ上で周知啓発を行ったほか、先月、県内市町村の観光担当課に対し入浴着着用マークの掲出によるユニバーサルツーリズムの普及促進の依頼があったところでございます。

質問を受け、町の温泉施設ひまわり温泉ゆ・ら・らにおける状況について施設の指定管理者に対し聞き取りを行ったところ、入浴着を着用する場合に入浴をお断りしたという事実は確認できませんでした。しかしながら、そういった利用者に対し、お体の不自由な方向けの紅花風呂をお勧めしたという例があったようでございます。これは、人目を気にせずに入浴できるという配慮からの案内であったとのことですが、周囲の理解も含め、どなたでも気兼ねなく施設

を利用いただける環境が目指すべき姿であり、町といたしましても入浴着の着用に対する一層の理解促進を図る必要があると考えております。現在、施設で働く人や利用する人のさらなる理解を促すため、ポスターを施設に掲出するなど、できることから取り組みを進めており、今後も指定管理者とともに周知広報活動に努めてまいります。

2つ目の、ユニバーサルツーリズムの促進とともに人にやさしいまちづくりであるというアピールについて、お答え申し上げます。

ユニバーサルツーリズムにつきましては、年齢や障がいの有無に関わらず、誰もが気兼ねなく安心して参加できる旅行を目指すものであり、そのような環境を整備するためには、トイレやエレベーターなど誰もが利用しやすい施設に整備することはもちろんのこと、予約時や飲食時の対応など、観光施設に働くスタッフが、ユニバーサルツーリズムの意味や目的を理解し、全ての旅行者に対し、思いやりや気遣いなどを図っていくことが必要であると思われま

す。町内の観光施設だけではなく、町に暮らす人、町を訪れる人があらゆる場面において、心理的なバリアを感じることなく、優しさを感じていただけるまちを目指し取り組んでまいりたいと思っております。

9 番（渡邊史君） 前向きに取り組んでくださるというご答弁、非常に心強く聞いておりました。

私が1月に電話にて行いました調査では、9カ所中5カ所が知らないという状況でした。そして、中には温泉は裸になって入るもんですよという、諭されたようなところもあったり、知っていることで全く印象が違うということを感じました。また、入浴着を着用して入浴した際に、心ない言葉をかけられたという事例もあったと聞いております。施設側の周知ということとあわせて、広く住民や訪れる人への周知が必要というお話は先ほどもいただきましたけれども、具体的な周知活動はどのようにお考えでしょうか。お願いいたします。

産業振興課長（兼）農業委員会事務局長（井上栄司君） ご質問にお答えいたします。

まず、答弁の中でお答えさせていただきましたけれども、ポスター等の掲示ということで、ゆ・ら・らのほうに、ポスターのほう設置して貼るよう

に指導はしてございます。貼ってあります。貼ってあるところが更衣室、お風呂に入る方が理解していただく必要がありますので、更衣室のほうに貼りつけと、あと廊下のほうに、皆さんの目につくところということで、貼り出ししてあります。よろしく申し上げます。

9 番（渡邊史君） ありがとうございます。実は、私も3月2日、ゆ・ら・らの温泉施設を利用いたしまして、早速掲示していただいていることを確認させていただいております。実は、県が作成しているポスターもございますが、厚生労働省が作成しているポスターもあります。よりわかりやすい大きさやイラストなど、

内容を精査して、わかりやすく掲示していただけると、より周知が徹底されることと思いますので、こちらはお願いしたいところでございます。また、乳がんの周知活動でピンクリボンキャンペーンというものもございますので、そういった活動のタイミングを見計らって、ホームページや広報などで周知をしてはかがかと思いますが、どうお考えでしょうか。

健康福祉課長（渡辺美喜君）　ピンクリボンキャンペーンの際にというお話でしたけども、今まで確かに何もしてまいりませんでしたので、今後、産業振興課のほうと相談しながら、検討してまいりたいと思います。

9番（渡邊史君）　ピンクリボンキャンペーンには、ピンクリボン温泉ネットワークというものもございますので、あわせて検討いただければと思います。県内の観光地にも、たくさんの外国からの観光客も来ています。観光においても入浴着のことに限らず、訪れる人の視点に立った、多様性を認める、よりやさしい町になること願います。

それでは、次の質問にまいります。「子育て支援事業計画関係と学校教育関係における子どもの権利について」伺います。今議会より、録画配信も始まります。子どもに関する質問については、特に子どもたちにも知ってもらいたいと思いますので、答弁もできる限り理解しやすい内容であるとか、ボリュームでお願いしたいと思います。

昨年4月施行となった、こども家庭庁が定めたこども基本法は、子どもに関する制作を決める際、子ども・子育て当事者等の意見の反映を国と地方自治体に義務づけております。

町の子どもに関する重要な施策の一つである、子ども子育て支援事業計画は、現在の第2期計画は来年度まで、再来年度までには、また新しい第3期の計画の策定が必要となっております。現計画において、子どもの幸せのため、子どもの最善の利益を第一に考えますとありますが、4年が経過し、どの点で、どのように評価されますか。コロナ禍における子どもの暮らしを踏まえて教えてください。また、第3期策定に当たり、どのように子どもの意見を聞き取り、反映させる予定かお尋ねします。

あわせて、学校教育についても伺います。

先月2月9日、天童市立天童中部小学校に視察に伺わせていただきました。この学校は、1月27日に放送されたテレビ番組においても、国内外の教育を紹介する内容で取り上げられている学校でもありまして、県外からの視察者も多く来られておりました。先生方の数々の環境を整える配慮とともに、何より子どもたちが、非常に生き生きと自分のやりたいこと、やっていることを言葉で伝えられており、大変感銘を受けました。不登校児もいないということでありました。こういった主体的、対話的で深い学びを大切にする学校改革は、町

内の小学校でも始まっていると聞いております。大変感謝するとともに、とても期待しております。

子どもにも、意見を表す権利がありますが、町の学校教育の中では、どのようにその権利を大事にしているのか教えてください。困ったことがあったときに伝えられる受け皿についても教えてください。以上、よろしく願いいたします。

町長（佐藤俊晴君） 「子どもの権利について」お答え申し上げます。

まず、1点目の、コロナ禍における子どもの暮らしを踏まえて中山町子ども・子育て支援事業計画の計画期間が4年経過し、どの点でどのように評価しますかとのご質問についてお答え申し上げます。

子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法で策定が義務化されており、当町においても令和2年度から令和6年度までの5年を計画期間とする、第2期中山町子ども・子育て支援事業計画を策定しております。

現計画の中で、子どもの幸せのため、子どもの最善の利益を第一に考えますと、基本的な視点1としておりますが、これは、子どもの権利条約の4つの一般原則にも定められている、子どもの最善の利益、すなわち社会や親が押しつけるものではなく、子どもの権利が守られ、社会的な発達を保障する、子どもにとって一番のよいことを、子どもの幸せのために第一に考え、計画に取り組んでいくというものであります。

現計画期間の今年度までに実施した内容としましては、病気になってしまった子どものため、病気または病気回復期の子どもに対し、医療機関・保育所等に付設した専用スペースなどで、看護師や保健師などがつき添う上で、一時的に保育する事業、病児病後児保育事業の利用について、山形市を含めた7市7町の広域連携化により利用できるようになっております。

さらに、共働き世帯等の子どもに対しまして、適切な遊びと快適な環境の生活の場を提供することを目的とした放課後児童クラブにつきましては、学校から離れて設置されていた、ながさきクラブ3を長崎小学校内に移転することで安全面の不安をなくすよう対策を図りました。

また、計画値よりも利用希望者が大幅に増加したことに伴い、希望者全員を受け入れるため、長崎小学校内に、ながさきクラブ4を増設し、来年度から開設することとしております。

一方、今計画期間は、ご質問にもありますとおり、新型コロナウイルス感染症が流行したことにより、事業実施に支障を来すこともありました。

そのような中でも、子育てについての相談、情報の提供、助言、その他の援助を行う子育て支援センターは、時間や利用人数の制限を行い、野外活動や電話相談など、状況に応じた対応を図り、継続して実施に取り組み、保育所や放

課後児童クラブにおいては、空気清浄機を購入するなどの感染対策を実施し、放課後子ども教室においては、飲食の事業は控え、広い場所を利用して実施するなど、事業継続に努めてまいりました。

以上のとおり、継続事業を休止しないよう努力する中で、各種イベントの開催については実施できなかったものもありましたが、今後、実施の検討を図っていく予定でございます。

次に、2点目の第3期中山町子ども・子育て支援事業計画の策定に当たり、どのように子どもの意見を聞き取り、反映させるかのご質問についてお答え申し上げます。

現在、子どもの意見反映については、国で示した、第3期市町村子ども・子育て支援事業計画等における量の見込みの算出等の考え方で、計画作成に当たって地域の実情に合わせ、子ども等の意見反映のための措置を講ずる必要があることに留意されたいとの記載もありますので、方法等については、今後開催予定の計画策定委員会である、子ども子育て会議の場でご意見をいただいた上で実施したいと考えております。

次の学校教育関係の質問につきましては、教育長より答弁させていただきます。

教育長（浦山健一君） 「子どもの権利について」お答え申し上げます。

中山町では、かがやく中山町の子ども、自立、共生、創造を学校教育のローガンとして掲げております。

これは、教育を通して、中山町の子どもたちが自ら考え行動すること、友達と切磋琢磨し、お互いのよさや考えを認め合うこと、また、家族や地域の方々の協力を得ながら、たくさんの体験をすることで成長し、変化の激しい社会でも生きる力を育んでほしいという思いを込められています。

そのために学校では、子どもたち自身が課題を持ち、仲間と協力し、主体的に決めていくことを大事にして授業や学校行事づくりを行っています。

例えば、小学校では、運動会や修学旅行などの学校行事、総合的な学習の時間等において、計画から意見を出し合い、準備し学びにつなげるなど、子どもたちが前面に出て取り組むことができる活動を大切にしています。また、教科においても自分事として、学ぶ取り組みをふやしています。

生活面では、学校生活の約束について、子どもたちが主体となって今まで取り組んできたことを振り返り、変えたり、つけ足したりするなど、自ら生活をつくる取り組みを行っている学校もございます。

中学校では、身近な生活の中から課題を見つけ、仲間とともに練り合い、中山町や企業に対して提案し発表する活動を行ってきました。

また、声に出したり発表したりすることが苦手な子どもたちにとっても主体

的な学びができるよう、小学校や中学校では、タブレット等のICT機器を積極的に活用し、考えたことや表現したことをパソコン上で共有するなど、学習方法も工夫しています。

これらは、平成元年国連総会で決まった、子どもの権利条約にある、意見を表す権利や令和5年に施行された、こども基本法にある、全ての子どもが、年齢や成長の程度に合わせて、自分に直接関係することに意見を言えたり、さまざまな活動に参加できることというところにつながっていると考えています。

次に、困ったときに伝えられる受け皿についてお答え申し上げます。

学校では、先生方が、子どもたち一人一人に関わる機会をできるだけふやし、一緒になって考えることを大事にしています。担任の先生だけでなく、違う学級の先生、保健室の先生、学校支援に関わる先生、スクールカウンセラーの先生など、多くの大人が見守り、相談しやすい環境づくりに努めています。また、道徳の時間や学級活動等で、相手の考えを尊重すること、共感することを大切にして、よりよい人間関係づくりの学習も行っております。

このほか、町教育委員会では、教育相談員1名を配置して教育相談に当たるとともに、学校になかなか足が向かない子どもたちを支援するための適応指導教室を設置しています。

こうしたことの積み重ねが、困ったときに友達や身近な大人に思いを伝えることができる人につながっていくと考えています。

中山町では、これからも、子どもたちが自ら考え、判断し解決することができるよう、毎日の授業で確かな学力を身につけるとともに、失敗を恐れず挑戦すること、粘り強く取り組むこと、自分の言葉や行動に責任を持つことの大切さも学んでもらい、主体的な学びを大切にした教育活動を行ってまいります。

9番（渡邊史君） 子育て支援事業計画に関して伺います。現計画策定後、毎年度ごとに計画の進捗状況を把握し、評価を行い、子ども子育て会議において、策の見直しについて協議を行いますというふうに計画の中にありますが、4年間で何度会議は行われたか、お答えください。

健康福祉課長（渡辺美喜君） 誠に残念な話ですが、1年に一度の評価ということになっているのですが、今年度2回開催したのみで、それ以外に開催したということはありません。

9番（渡邊史君） 実は、私もこの委員になっておりまして、策定までは関わっておりましたが、その後の計画の進捗状況について、自分事にできていなかったという反省を込めて、今回お尋ねさせていただきました。コロナ禍の3年間で、大きく子どもの環境は変わってきております。そのような中で、町の施策として、経済に関わるようなことは優先的に考えられるんですけども、子どもに関する策というのは、安全を守るということを第一にということではあるんですけど、

同時に3年間という長い期間、子どもたちはどんどんと大きくなるその中で、必要な経験ができたかどうかということの確認が、この町の中でも必要なのではないかと強く思っております。子どもを大人と同じような権利を持った一人の町民として捉えるということが十分できてこなかったのではないのでしょうか。子どもは庇護するだけの存在ではないということを今一度みんなで考える必要があると思っております。

子どもたちは自分の意見を表明し、乳幼児であっても自分の意見を持っている、願いを持っていると尊重されるべきとあります。年齢や発達に応じた方法で意見や意思決定に参加できるようにすることが求められるということは大変難しいことであるとは思いますが、しっかりと向き合っ有効な計画にしてほしいと願っておりますが、今後、会議の中で具体的な案について話されることを願っております。

なお、先月2月20日、国のこども家庭庁から、こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン案というのも出ておりますので、参考によりよい中山町の子どもが育つ環境づくりに取り組んでいただきたいと思います。また、町長とのタウンミーティングというようなものも、子どもや子育て世代というテーマでも、ぜひ行っていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

町長（佐藤俊晴君） まさに子どもは地域の宝というふうに思っております。本当にこの4年間のコロナ禍の中で、子ども、子育てというものがいないがしろにされたわけではないですけども、いろいろな事業がやはり滞ってしまったなというふうに思っています。ただ、子どもが地域の宝であるということは間違いなく、1年1年の子育てに対して、大人がやはり見守っていくべきなのかなと思っております。何度も申し上げますけども、義務教育というものは子どもが学ぶ権利を持って、そしてその権利を遂行するための環境を大人が整備する義務があるというふうに私も思っております。その環境整備の中に学校というものもありますし、家庭教育っていうのもあるんだろうなと思っております。子どもは学校に行かせれば、それで教育終わりというわけではなくて、やっぱり家庭、親子関係もありますし、そういったところも一緒になって、町とそして保護者の方々、どうすれば中山町で暮らしてよかったなと、ここでは子どもを大切にしているんだな、権利を守っていただけるんだなということをしてできれば推し進めていきたいなというふうに思っております。

未来創造ミーティング、私も子どもたちといろいろ接する機会があります。そういった中で、今度、来年度5月には県知事との意見交換会というのを若者を交えて、またやるというふうな予定が組まれております。それ以外にも、私も、子どもたちと小学校の6年生のまちづくりに対する提案とか、あと中学生のまちづくりにする提案、そして、子どもたちが先日、中学2年生がある企業

に対してプログラムを何か提案したということを経験したというふうには思っておりません。いろいろな形で、子どもたちと話す機会を多くしながら、まちづくり、町の政治のことも子どもたちに開放しながらですね、一緒になって、まちづくりに参加させながら、我々もサポートしていくというスキームをつくっていただければというふうに考えております。

9 番（渡邊史君） 次に、学校における子どもの権利について伺います。先ほど、困ったことがあったときに伝えられる受け皿について答弁いただきました。学校の中でたくさんの先生であったり、養護教諭、支援に関わる方が多く関わってくださっているということもお聞きしましたし、教育相談員、適応指導教室といった場所もあるということも承知しておりますが、今現状としては、不登校状態にあるというお子さんは町内にも確かにいらっしゃいます。今までの環境づくりに加えて、まだ足りないのではないかという思いがあります。また、教職員の働き方改革という問題もありまして、先生方だけで学校の中で対応するには限度があるのではないかと考えます。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー方などの配置だけではなく、ほかの市町村で見られますような、空き教室などを利用した居場所をつくるであるとか、また、不登校支援などの活動をされている方にも、子どもも教職員も相談できるような機会をつくるというようなことも検討してはいかがでしょうかと思いますが、答弁をよろしく願いいたします。

教育課長（栗原純君） 教職員の働き方改革などもございますので、来年度につきましては各学校に教員業務支援員各 1 名の配置というふうなことで計画しております。そういったところで、教職員の方に時間的な余裕ができれば、その時間を有効に子どもたちに向き合うような機会もふえていくのかなというふうに考えておりますが、それにとどまらず、議員ご指摘のような、空き教室を利用した子どもの居場所づくりとか、そういった先進事例についてもいろいろ情報入って来ておりますので、今後どのようなことができるか、さまざま研究してまいりたいと考えております。

9 番（渡邊史君） 来年度から、各学校に 1 名教員業務支援員ということで配置していただくということですので、より先生方も業務と子どもに関わる時間の確保というふうな支援があるかと思えます。ちなみに教員業務支援員という方は、どういった業務をするのか教えてください。

教育課長（栗原純君） 現在、県の職員として教員業務支援員、豊田小学校に 1 名配置されておりますが、先ほど申し上げたとおり、来年度は小・中学校各校に 1 名ずつと。具体的な業務につきましては教員の仕事の中でも、教材に使う印刷物とか、そういったものの印刷、丁合、その他、時間が空けば図書の整理、その

他、学校の広範囲にわたる雑務などについてもお手伝いいただいて、教職員の本来の業務が円滑に進むようなサポートをしているというふうな業務でございます。

9 番（渡邊史君） ありがとうございます。現在、豊田小学校に配置されているということですが、ほかの学校にも行かれている方ではないでしょうか。

教育課長（栗原純君） 県職員の教員業務支援員につきましては、現在、豊田小学校に 1 名配置しておりますが、このほか、町が採用しております、事務補助員兼図書整理員ということで、中山中学校及び長崎小学校で、図書整理のほか、そういった教員の業務のバックアップなどもしているというふうな状況でございます。

9 番（渡邊史君） 今後、教職員の働き方改革というものも進めながら、より子どもの意見を聞ける場、活かす場となっていただけのように、私もできることを考えていきたいと思っております。

最後に、天童の小学校で見た、子どもたちの姿、また、先日学校に関するドキュメンタリー映画を見たんですけれども、その中で、主体的に生きる子どもたちの姿に、大人がまず主体的に生きているか、そういう姿を見せているか、町の中でも、私も議員としても主体的に行動ができているかということをごく顧みるきっかけとなりました。皆さんと一緒にそういった姿で、これからできることをやっていきたいと思っております。今後とも、よろしく願いいたします。質問は以上です。ありがとうございます。

議 長 7 番渡辺博文さん。

7 番（渡辺博文君） 7 番、渡辺でございます。冒頭より何回も話し出てますけども、能登半島は大変な状況になりました。ちょうど 10 年前の 9 月の半ばか秋ごろでしたでしょうか、議会のですね、行政視察であそこの輪島に訪問しました。のどぐろとか名物をごちそうになって、翌朝、バス出発前にみんなで朝市の入り口のルートインに泊まった朝ですね、みんなで朝市に行きまして、商店の大将とか、行商のお姉様方とか、わいわい言いながら値段交渉して、土産送ってもらったりしてきました。大将、また来るね、そういう言葉を言い残してきたわけですけども、あそこが全部なくなってしまったということで、非常に残念に思います。また、1 月 1 日夕方に、みずからの人生に幕を下ろすことになってしまった方々、大変無念だったでしょう。哀悼の意を表しますとともに、残されました家族、ご遺族の方々、心よりお悔やみ申し上げますとともに、被災された方々にお見舞い申し上げます。これから、長い長い道のりになるかと思っておりますけども、復興、復旧、1 日も早い復活、心より願うばかりであります。

それでは、一般質問に移らせていただきます。今回の私の質問は、1 2 月の定例会で 3 問通告いたしましたけども、私の時間配分の計算違いから、3 問

目まで行きつくことができませんでした。このたびはその3問目のみを通告させていただきます。伺います。前回、歩行者の立場から歩道の除雪についてというふうなことでお伺いしましたけども、このたびは残ったもう1題について。歩行者の立場から道路の管理についてであります。

道路の管理については、主に危険箇所や優先箇所を随時改良や補修により、町民が安全に生活できるように対策を行っていただいていることだと思います。しかし、添付写真のように、添付写真というのは、タブレットの方は拡大して見ていただきたいんですが、①のこの段差、道路とU字溝、ふたの段差であります。ここ約15センチあります。道路とふたがけ水路の間の段差について、未対策のまま危険な箇所もあります。当該箇所については、過去に児童が転んでけがをしたこともお伝えしました。この危険な状況を把握しているにも関わらず、放置する理由はということで、これは、前回12月に答弁書、せっかく書いていただいたので、1字1句違わぬように、そのまま通告させていただきました。答弁お願いします。

町長（佐藤俊晴君） 「道路管理について、歩行者の立場から」ということで、お答え申し上げます。

議員から質問いただきました該当箇所につきましては、議員からの情報提供を受け、現地確認を行いました。

児童が段差で転びけがをしないよう、別添写真の②の赤い矢印の箇所について、写真では詳細を確認できませんが、11月15日に建設課の職員が路面補修材を使用し、段差部分のすりつけを行ったところでございます。

今後も、道路パトロールや通学路安全推進会議、地区要望会などからの情報により、破損箇所や段差などの対策が必要な箇所を把握いたしまして、随時対応してまいりたいと思っております。

7番（渡辺博文君） 当該箇所につきましてはですね、私、9月の初旬に、今申し上げた箇所と、そこから約200メートルほど西の、そこはふたが何て言うんでしょう、傾いて段差が3、4センチできて、そこでも子どもが転んでいる、2カ所をお知らせしたわけです。そこ、あと1カ所のほうはすぐに直していただきました。それは感謝しております。ただ、今通告しているこの箇所に関しては、それがお知らせして7月の恐らく半ばころだと、初旬だったかな、1カ月半経ってもそのまま何も手つかずなままです。直す気あるのかなのか、それ建設課に確認しました。そしたら、あそこは難しくて云々かんぬんって、うだうだうだうだしてたので、直す気あるのかなのかと、そしたら、ないんだと、じゃあわかった、ないならなくてもいいんだということだったので、じゃあ一般質問にして突っ込むので、話し合わなくなると悪いから、まず直すなよというふうな念を押したら、わざとらしく2日後に直されました。私、通告しても、

話し合わなくなるじゃないですか。まず、再質問する前に、なぜそういうことをするのか、まずそこをお聞きします。

建設課長（佐藤隆一君） 通告のあと、直したというところでございますけれども、当該場所につきましては、その場所で小学生等について、転んでけがをしたということもあったということもございまして、再度現地のほうを確認をし直し、見ているところでございまして、先ほどおっしゃったように15センチほどの段差が一部、一番高いところで15センチの高さがあると、段差があったというところでございましたので、どうしても引っかかってしまうのではないかとということで、応急処置ということで、すりつけのほうを行って、けがしないような形になるよということ、すりつけを行ったというところでございます。

7番（渡辺博文君） 今、建設課長のほうから、応急処置という言葉が出ました。私、あのあと聞きましたよね、これで終わりなんだか、これが応急なんだか、終わりだって言いましたよね、これで終わりなんだって言いましたよ、建設課長、あのとき確かに、それ確かめましたから。まあいいです、応急処置って言うんだったらそれでいいです。その段差、段差はね、危険なことは危険、ただ、あれだけの段差だけだったら町中いたるところにありますから、じゃあ、あの段差を現地に見に行き、周りを見て、何か感じませんでしたか、感じなかったら感じないでいいです。

建設課長（佐藤隆一君） 感じたかと言うと、形状的なところでございますでしょうか。形状的なことになると、側溝とどうしても、側溝自体がどうしても変形しているような形にはなっているのかなというふうには見えるところでございます。ただ、民地側のほうも見ても、また民地のほうも、また低いような状態もあるということ、というふうには理解はしたところでございます。

7番（渡辺博文君） それなんです、その民地なんですよ、問題は、問題はとかなんでないんですけども、道路と側溝は確かに15センチなんです。民地もそれ以上に引っ込んでいます、あそこ、その原因ってわかりませんよね、失礼ですけど、町で町長が運動しろ運動しろ、歩け歩けって言うてるからかどうかわかりませんが、すごく歩く人、ふえました。あそこね、夜暗いんですよ、夜、あるいは年配の方は、朝、明るくなる前に歩くんです。あそこの段差で足取られるんですよ。私もね、そんなこと言うてる場合じゃないので、できるだけ見えるよなと思って、腰に道具袋つけて、電柱に登って、なるべく見えるように街路灯をこっち向けてみました。でもそれでもだめなんです、やっぱり。暗いときに転ぶのが年配の方、日中転ぶのが小学生、小学生と言うか幼稚園児も含めて。

あそこね、なぜああいうふうになったかと言うと、トラックなんです、トラック、原因は。写真2見てください、写真2の赤の矢印のところは街灯のこ

ろです。あそこね、具体的な固有名詞出して申し訳ないですけど、三和缶詰から出て来たトラック、あそこまっすぐ行けば、旧112号線に出ます。ところが、トラック、以前トラックと言うと、平ボディが普通でした。ところが今、箱車ですよイング車、だから左の後ろって見えないんですよ、寒河江側から来る車が。あそこまっすぐ出ると、軽トラックとか乗用車とか、左にめいっぱいハンドルを切ったら左見えます。ところが箱車、トラックの場合、大型車の場合、後ろのオーバーハングが2メートル以上あります。3軸車、4軸車の場合、3軸目と4軸目の間から見るとオーバーハング3メートルあるんですよ。そこを左にハンドル切ると、右側のブロック塀にぶつかります。2枚目の写真の右側のブロックです。その前の交差点で、あそこ左折してからすぐ右に曲がって行きます。その2枚目の後ろに右側に赤と白の棒、映ってますね、赤と白の棒がまた邪魔なんですよ。しかたなくあそこ民地に後輪を落として、みんな曲がっていくんです。3枚目の雪の写真、それが4トン車の轍です。これがね、大型車になると、左側のブロックぎりぎりまで、民地に入って、あそこ左折、右折していくんですよ。それが原因なんです。道路だったら荷重計算して、転圧かけてちゃんとやるんでしょけれども、側溝までその計算やってるかどうかもわかりません。民地なんか当然やってません。ただ民地まで1メートル以上ショートカットして、後輪が通るんです、あそこは。だからあのぐらいへっこむんですよ。だからその3枚目の雪の写真の一番左側にショートカットした足跡ついてますね。わかってる人はあそこ歩くんです、危険じゃないから。わからない人は中途半端にショートカットするもんだから、そこでがくっと膝崩れて、そこで転ぶんです、みんな。多分その一番端の本当にショートカットした人は、元町の5組か6組の人間だと思うんです、わかってる人間です。ところが、あそこ歩くのは、いずみからとか、あおばからとか、散歩に来て、あそこ通る人、非常に最近多いんですよ。そういう方があそこで転ぶんです。

だから、先ほどから災害の話、いっぱい出てて、もちろんいつ来るかわからない災害に対応することはもちろん重要です、必要ですけども、今今目先、危険なところあるんですから、あそこはね、土地の所有者、渡辺さんのままなのか、柏倉さんに移ったのか、私、わかりませんが、民間の方とあそこ話し合っただけで、土地を買い上げるなり何かするなりして、あそこを絶対、私は交差点改良工事が必要だと思います。私がそこに引っ越して、あそこに私、50年ぐらい住んでますけども、あそこを引っ越して来たときには、あそこ砂利道でした。そのあと、そのときにはトラックというのは平ボディで後ろ見えてたわけです。ところが、今のトラックなんてもう99%箱車ですもん、みんな、しかもイング車。そういうトラックが通るには、非常に通りづらい交差点なんですね。

あそこ2枚目写真の右の赤い、赤白の棒、そこだけ歩道があるんです。歩道

と言うか、何て言うのかな、子どもの退避所と言うかな、ところが、あれは前、あそこずうっと、コメリのほうまで歩道があって、その後、全部歩道を取っ払って、あそこ、その名残りなんです。だから、あそこの、何て言うか、歩道の名残りと言うか、子どもたちがよける退避所と言うかな、それも含めて、交差点改良工事が必要だと思うんですけども、ただ、あそこの交差点改良というのは大変だと思います。なにかをすればいいとか、とっばらったからそれでいいんだとかじゃなくって、あそこの民間の誰々所有者、私、わかりませんが、所有者と話し合っ、何らかの改良工事が必要だと思うんですけども、その辺、どう建設課長として思いますか。

建設課長（佐藤隆一君） 経過ということで、ご教示いただきまして、ありがとうございます。ここの交差点につきまして、どうしても90度の部分になっているということでございまして、大型車の通行に対しては、なかなか難しいところがあるんだなというふうには思うところでございます。改良する気があるのかというところでございますけれども、今すぐどうするということは、ちょっと私のほうからは申し上げられないところがございまして、けれども、形状的な検討ということで、していく必要があるのかなというふうには思うところでございますので、よろしく願いいたします。

7番（渡辺博文君） やっぱり、昔のままずうっと、そのままずっと行けばいいんですけども、先ほど申し上げた、トラックの形状も変わってますし、運転の仕方も変わってますし、あとね、各業界、2024年問題というのが、かなり話題になっています。トラック業界なんかなおさらです。今、タクシーでもですし、そのトラック業界、非常に運転手が不足してて、2024年問題で来たことのないドライバーが、今後ぞくぞく来る恐れがあります。

なぜあの交差点、私、通るのか考えてみました。なかなかわからなかったんですけども、わかりました。112号線から三和缶詰入って来たんだったら、戻ればいいでしょ、なぜこっちに来るのか検討つきます、つかないでしょ、私もつきませんでした。ずうっと見てたらね、トラックについてるナビ、何回も来てる人はやりません。1回、2回しか来たことない運転手、ナビに入れてくるわけですよ、経由地で三和缶詰入れます。そのあと、寒河江に行くにしても、天童に行くにしても、山形に行くにしても、三和缶詰にバックで入った後は左に出ろって言われます、必ず。私、ナビを大型設定にしてやってみました。乗用車で同じく山形方面、あるいは寒河江方面から来て、あそこ三和缶詰のほうに入ってって、乗用車のモードで入って、Uターンすると右に出ろって言います、必ず。ところがトラックバックすると、左に出ろって言われるんですよ、必ず。大型モードだと。だからわけのわかんない、あまり詳しくない運転手、あそこ左で行っちゃうんです。あの狭い狭い交差点を無理やり曲がって行くん

です。

ただ、そんなことで運転手に言ってもしかたないので、どうにかしてあの交差点を、建設課長の知恵で何とか。大変だと思いますよ、そんな簡単にじゃあこう変えましょうなんてできるもんじゃないです。なので、もうそれから50年も経ってるわけですからね、だから私もよ、あそこの土地の所有者も、よく自分のところにあんなにトラック入られて、よく黙ってるな、平気だなんて、私は思うんですけど、やっぱり人がいいんでしょう。だけど、そのままにしておくというのはね、ちょっと私、違うと思います。私、今、原因伝えましたので、原因わかったわけですから、何らかの対策を取っていただかないと、今からどんどんひどくなる予想はできます。素人っぽい運転手がこれからあふれてくるのは目に見えてますから。それに伴って、当然ショートカットもするわけですから歩行者も危険です。

それによって下がったら、がくっといって転ぶ人はいっぱい出てきます。私も聞いているだけでも、あそこの、申し訳ないけど、花屋さん、花みずきさんってありますけども、あそこでも子どもが何人か転んでいるの目撃してるんですよ。私もあおばの方からそれ言われてますし、あそこがくっといくよね、膝がくっといってもう転ぶよねっても言われてるんです。だから、我々が若いと言うか、私も若くないですけども、若い人から見ると大したことないんです、見るからに。でも、実際に計測してみると40センチぐらいへっこんでますよ、道路から。だって高齢者って、薄縁1枚で転ぶんですよ、あんなにへっこんでたら転ぶの当たり前ですもう。逆の言い方すると、あそこの土地の所有者から、角っこに棒立てられたら誰も通れませんよ、もうトラック。だからそれは民間に話をして、いいように、そこ角っこだけ買収するなり、何かするなりして、あそこ平らにしてもらわないと困るんですが、ちょっとその辺、どう思われますか。

建設課長（佐藤隆一君） ご指摘ありがとうございます。ここの部分につきましては、今後検討ということで、していくこととしか言いようがないでございます。いい形状になるような形で、あと、車等の運行がしやすいような形になればなというところをまず考えながら、検討していければなと思っております。よろしくお願いいたします。

7番（渡辺博文君） 検討していただけるということですので、これ以上は多く申し上げませんが、前から何回も言ってますけども、この質問が終わったら終わりではありません。こっからがスタートです。私の今の質問に対しても、すごく大変な課題だと思います。でもやってくれる、検討していくって言ってくれました。私の前にも5人一般質問してます。4人か。これ全部検討していくことは大変な作業なんです。だから今までは、一般質問が終わったらそこ

で終わっちゃってるんですけども、きょうの質問、皆さん、真面目にやってくれと本当に大変な作業だと思います。でも、みんな課題提起して、こうやって質問しているわけですから、可及的速やかに解決していただくようお願いしておきます。

最後に一つだけお礼申し上げます。最初言い始めてからもう10年前後経ってるんですけども、町営バスです。使いやすいように使いやすいようにと言い続けて10年経ちました。一般質問も何回もしましたし、全協でも何回も言いましたし。ようやく来年度から改善してくださるといふような道筋が立ったということに関しまして、町民を代表して、私、お礼言いたいと思います。そういうふうな形になりましたら本当に便利だと思いますし、それでいいとは思いませんけども、大きな一歩だと思います。ぜひ、今後ともよろしく願います。これで質問終わります。

議 長 以上で、通告された一般質問は全て終了しました。

これで一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。

(午後 2時04分)

以上、会議の概要を記載し、相違ないことを証するため署名します。

令和6年3月4日

議 長 鎌 上 徹

署名議員 田 宮 昌 幸

署名議員 冨 田 慎 二